| 1 11 | 7年 末定 | 7 日 | 7年 平成29年度 | 事業化予定 |
|------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 7月31 | 平成 27 | 8月17日 | 平成 27 年 | 以犯報告書 田日 平成26 |
| | ı | | 1 | 企業化制 提 平成25年度 |
| | 10月 | | 6月 | 決算 |
| 平成 26 年 1 月 20 日 | 平成 25 年 1 月 21 日~ | 平成 26 年 1 月 20 日 | 平成 25 年 1月 21日~ | 研究開発期間 |
| | 例 10 | | 例 9 | |

(出典:成長産業創造課から提供「産業振興事業費補助金(債務負担行為) 採択企業補助事業概要」、「企業化状況報告書」より要約)

企業化状況報告書を適時に提出させることにより、産業振興事業費補助金の施策としての効果を適時に測定することができる。事業の効果の測定は、次年度以降にどのように施策を展開していくかの判断に影響を与える。変化の激しい民間事業者の事業環境を考慮すれば、事業者の支援を目的とした施策は、速やかに効果を測定し、速やかに施策の継続・見直し・微調整などの判断を行うべきである。

また、補助事業者が必要とする支援を速やかに把握し、関係各所と連携して速やかに支援を実施することにより、より早く、よりタイムリーに研究開発の事業化を促進することができる。その結果、産業振興事業費補助金の目的である、研究開発支援による産業の活性化、成長産業分野への進出促進が果たされるものと考える。

したがって、県は補助事業者に対して交付要綱の定める期間内に提出されるように徹 底しなければならない。

(5) 産業振興事業費補助金の補助対象について

見(Ⅲ-2(5))

擲

県は、産業振興事業費補助金の一つである「ものづくり基盤技術研究開発事業費補助金」において、企業の行う研究開発に係る経費の一部を負担しているが、研究開発事業費の主要な項目である「人件費」が補助対象から除外されている。

良質かつ高度な技術・製品の開発のためには、優秀な人材の確保が最も重要な課題であり、事業者の研究開発の成否、及び中小企業者の新技術・新製品の研究開発の支援という当該補助金の目的の達成に大きく影響すると考えられる。

事業者が十分な研究開発活動を行えるよう、「人件費」を補助対象に含めることを検討されたい。

産業振興事業費補助金は、「成長分野中核技術研究開発事業費補助金」及び「ものづくり基盤技術研究開発事業費補助金」の2つの補助金から構成されている。

当該事業の目的は、「山梨県の産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的とし、経営革新や業種転換を進める中小企業の研究開発を支援する」ため、それら研究開発に係る経費の補助を行うことである。

補助される対象経費・補助金額は以下の通りである。

図表Ⅲ-2 (5) ① 産業振興事業費補助金交付要綱 別表

| 工具器具費費(据付け) | | 産業財産権の | 産業財産権の 技術指導受入費 開発を行うに 技術者等に支 | | 海 | 術指導受入費 究開発委託費 験・分析費 の他の経費 |
|---|--|--------|--|---|--|---|
| 能反线回人"d上水",结状"2年"、"ST"、"及风"、"参布"、MT"与形式水》的组 | を収め回くられば、治化・発光・発光、 だて、 又以、 で新、人に出出にて戻っら記載(語子がに関する路載を含む。) 夕泊加工に関する路載 | | で収表国人は上は、治光が輝く、 代下 及及、 厚藤、人は国力で表すら組費 (語付けに要する経費を含む。) 外注加工に要する経費 産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究 開発を行うに当たって外帯からの技術指導を特に必要とする場合において 技術者等に支払われる経費 | での表に入る上来・電光の解入、ペト、ヌス、『帰、入は旧用で来》の出費(揺付けに要する経費を含む。) 外注加工に要する経費 産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究 開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において 技術者等に支払われる経費 研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費 | での表記入に上来、電光の解入、 四下、 以及、 『帰、人は国力で表》の組費 (語付けに要する経費を含む。) 外注加工に要する経費 産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究 開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において 技術者等に支払われる経費 研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費 研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費 | で、成立、は、14年、 1852年、 1857年、 1857年、 1858年、 1858年を含む。) 外注加工に要する経費を含む。) 外注加工に要する経費 在業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究 開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において 支術者等に支払われる経費 研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費 研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費 |

ただし、人件費は「成長分野中核技術研究開発事業」のみとする。

|別表2(補助金の額及び補助率)

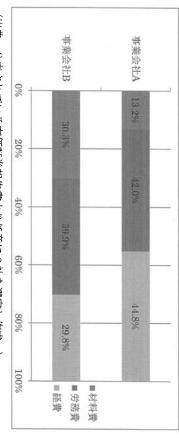
| ただし、人件費は補助申請額の4分の1以内、かつ500万円を上限とする。 | ものづくり <u>基盤技術</u> 500万円以内 補助対象経費の: 研究開発事業 | 成長分野中核技術 一 | f/dr |
|-------------------------------------|---|---------------|-------|
| 限とする。 | 補助対象経費の1/2以内 | 補助対象経費の2/3以内 | 金 四 半 |

(出典:「産業振興事業費補助金交付要綱」より抜粋)

通常、研究開発に係る経費の主要な項目は、下記の図表III-2 (5)②の示す事業会社の例示の通り、研究者に対する人件費が大きなウェイトを占める。

それにも拘わらず、別表1 (補助対象経費) 欄外に記載の通り、ものづくり基盤技術研究開発事業においては人件費の補助が行われていない。

図表Ⅲ-2 (5)② 事業会社の研究開発費の内訳 (例示)



(出典:公表されている有価証券報告書より任意に2社を選定し作成。)

なお、図表Ⅲ-2 (5) ①に記載した両補助金の相違は、下記の通り「山梨県内における成長分野を先導する中核的企業となり、産業集積の基礎となり得るか否か」のみでり、いずれも研究開発に係る助成である点は相違がない。

(山梨県「産業振興事業費補助金交付要綱」より抜粋)

(交付の対象、補助金の額及び補助率)

第4条 知事は、次の各号に掲げる事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 成長分野中核技術研究開発事業

知事が別に定める分野(以下「対象成長分野」という。)において、県内中小企業者が実施するものづくりに関する新技術及び新製品の研究開発であって、山梨県内における当該対象成長分野を先導する中核的な企業となり、 産業集積形成の基礎になると認められるもの

二 ものづくり基盤技術研究開発事業

対象成長分野において、県内中小企業が実施するものづくりに関する研究 開発であって、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出に資すると認められるもの

そのため、発生しうる経費に両者の間で相違はなく、いずれの補助金も、事業者が十分な研究開発が出来るよう助成されるべきである。

それにも拘わらず、両補助事業間では補助対象経費の範囲に相違がある。

良質かつ高度な技術・製品の開発のためには、優秀な人材の確保が最も重要な課題で

あり、事業者の研究開発の成否、及び中小企業者の新技術・新製品の研究開発の支援と いう当該補助金の目的の達成に大きく影響すると考えられる。

事業者が十分な研究開発活動を行えるよう、「人件費」を補助対象に含めることを検討されたい。

(6) やまなし新事業応援投資事業有限責任組合の投資促進について

意 見 (Ⅲ-2(6))

県は、山梨県経済の活性化を図ることを目的として、「やまなし新事業応援投資事業有限責任組合」への出資を行っているが、設立後2年弱の期間中に行われた投資は2社と、その投資先は多くはない。

県として投資先選定に関与できる範囲はあるが、より積極的な投資を推進し、地域経済の活性化に寄与されたい。

(注) 投資事業有限責任組合とは、中堅・中小のベンチャー企業に対するリスクマネーの供給を円滑にすることを目的に、民法の特例として「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年 法律第90号、その後の改正を含む)」にて法制化された任意組合である。

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合は、山梨県経済の活性化を図るため、スタートアップ期やアーリーステージにある中小企業等(以下、「ベンチャー企業」という。)に対する投資や育成、リスクマネーの供給を円滑にし、地域の振興に寄与することを目的に、山梨県や株式会社山梨中央銀行を主たる出資者として平成26年8月に設立された投資事業有限責任組合である。

当該投資事業有限責任組合の概要、及び現在までの投資実績は以下の通りである。

■投資事業有限責任組合の概要

称:やまなし新事業応援投資事業有限責任組合

₩

設 立 日:平成26年8月26日

出資総額:319百万円

| 組合員 (出資者) | 出資額 (百万円) | 組合員の別 |
|------------|-----------|---------|
| 山梨県 | 150 | 有限責任組合員 |
| 株式会社山梨中央銀行 | 150 | 有限責任組合員 |
| 富士急行株式会社 | 3 | 有限責任組合員 |
| 甲府商工会議所 | 5 | 有限責任組合員 |

| 組合員 (出資者) | 出資額(百万円) | 組合員の別 |
|--------------------|----------|---------|
| 富士吉田南工会議所 | 2 | 有限責任組合員 |
| 山梨中銀経営コンサルティング株式会社 | 9 | 無限責任組合員 |
| | | |

(注) 有限責任組合員の権限と責任

- ・組合の業務を執行しまたは組合を代表する権利を一切有しない。
- ・組合の財務を弁済する責任は、出資の価額を限度とする。

(注) 無限責任組合員の権限と責任

- ・組合財産の運用、管理および処分などの組合の業務を執行し、組合を代表する。
- 組合財産をもって組合債務の全額を弁済することができない場合、組合財産のほか自らの固有財産をもって弁済する。

(出典:「やまなし新事業応援投資事業有限責任組合の概要」より引用)

■現在までの投資実績(平成28年1月30日現在)

| 29,700,000円 | 30,000,000円 | 投資額 |
|-------------|-------------|-------|
| 平成27年7月10日 | 平成27年1月30日 | 投資実行日 |
| | 会社 | |
| 株式会社オキサイド | 宇喜多白川医療設計株式 | 投資先 |

(出典:成長産業創造課より提供「包括外部監査質問事項回答」及び山梨中央銀行 HPより引用)

上記の通り、設立後2年弱の期間中に行われた投資は2社と、その投資先は多くはなく、事業の目的である山梨県経済の活性化のための資金が十分に有効活用されていない。

確かに投資した資金の回収可能性に「不確実性」というリスクがあり、安易な投資が出来ない点はもちろんであるが、投資先がベンチャー企業である以上、ある程度のリスク負担はやむを得ない事項である。そのようなリスクを負担しながらも、多くのベンチャー企業へ投資を行うことが本事業の目的達成のために必要である。

県は、最終的な投資先決定に係る会議体へオブザーバーとして関与し、意見することが可能であり、投資先選定に関与できる範囲に制約はあるものの、本来の設立の目的である「山梨県経済の活性化」及び「ベンチャー企業の育成とリスクマネーの供給」を達成できるよう、より積極的な投資を推進されたい。

(7) 中小企業市場開拓支援事業費補助金に関する成果指標の設定について

意 見 (田-2 (7))

中小企業経営革新サポート事業の中小企業市場開拓支援事業費補助金に関して、事業の成果指標として「補助金の交付先数」を設定している。

しかしながら、補助金の交付先数は事業の活動指標としては機能すると考えられるものの、事業活動の成果を測定する成果指標としては十分ではない。事業活動の成果をより適切に表す指標を採用することが望まれる。

中小企業経営革新サポート事業は、新商品開発等経営革新における課題を解決するため、外部専門家によるサポート体制を整備するとともに、市場開拓に要する経費の一部を助成するものである。

平成 26 年度の新規支援案件及び補助金の交付先数は下記の表の通りである。

図表Ⅲ-2 (7) ① 平成 26 年度中小企業経営革新サポート事業実績

| 3件 | 中小企業市場開拓支援事業費補助金 |
|-----|------------------|
| 33件 | 新規支援案件 |

(出典:成長産業創造課より提供「定例監査調書」より抜粋

県は上記中小企業経営革新サポート事業の中小企業市場開拓支援事業費補助金の成果指標として「補助金の交付先数」を設定している。

しかしながら、成果指標として設定している「補助金の交付先数」は、活動指標としては機能すると考えられるものの、事業活動の成果を測定する成果指標としては必ずしも十分ではないと考えられる。成果指標としては、最終的に県が達成すべき産業振興の一環として当該事業が寄与した実績を採用することが望ましく、具体的には例えば「販路開拓数」などが考えられる。適切な成果指標を設定し、効果的な事業評価・事業推進を行うことが望まれる。

3. 産業労働部商業振興金融課

(1)業務の概要

商業振興金融課は、商業流通・サービス業担当及び金融担当からなっている。 商業流通・サービス業担当は、商店街の整備・振興、中心市街地の活性化、流通の近 代化・物流の効率化を主な業務とし、これらには中小小売商業の振興のために必要な事 業に対する支援、各団体が行う交通安全対策事業等に関する助成、本県における物流の 現状と課題の把握等が含まれる。

金融担当は、県内中小企業者の厳しい経済環境に鑑み、積極的な融資事業を推進し、その資金調達の円滑化を図ることを目的とし、もって経営の安定・地場産業の振興・企業体質の強化を促進することが主な業務である。

(2) 商業振興金融課の主な事業

商業振興金融課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-3(2)① 商業振興金融課の主な事業

| | 計量相 | 松介格 | and the state of t |
|-------------|---------|---------|--|
| 事業 久 | ¥ \$ | 7 | - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| ₩ £ | (千円) | (千円) | <u> </u> |
| | | | ■目的 |
| | | | 中小小売商業の振興のために必要な事業に対す |
| | | | る支援 |
| - | | | ■実施内容 |
| | | | 市町村や商工会等が行う商店街活性化事業への |
| | | | 補助 |
| 商業振興 | 12,752 | 5,072 | 商工関係団体の経営指導員・市町村職員向け商 |
| | | | 店街人材育成セミナーの実施 |
| | | | 【実績】 |
| - | | | ①市町村への補助 19件 |
| | | | ②商店街人材育成セミナー開催 5回 |
| | | | (受講者数 25 名) |
| 74 X X | | | ■目的 |
| ははいること | 120,820 | 120,820 | トラック・バス事業の輸送力の確保や輸送サー |
| ¥ [₹ | | | ビスの向上等に資するための事業に対する補助 |
| | | | |

| 資金対策 1,26 | 分 信 用 補完 3 | % 流効率 化推進 | | 事業名(升 |
|--|--|--|---|----------|
| 1,261,200 | 38,255 | 298 | | 十算領(千円) |
| 1,203,356 | 30,424 | 97 | | 製石額 (千円) |
| ■目的 中小企業者の資金需要の円滑化 ■実施内容 運転資金融資及び借入者負担軽減のための信用 保証料補助 | ■目的 信用力・担保力の低い中小企業者の資金借入の 円滑化を目的とした、信用保証協会の経営基盤 確保 ■実施内容 信用保証協会損失補償及び信用保証協会運営費 の補助 【実績】 平成 26 年度 損失補償 計 57 件 24,725 千円 運営費補助額 5,699 千円 | ■目的 山梨県における物流の現状と課題の把握と、国内物流拠点の誘致の検討 ■実施内容 山梨県物流対策研究会の開催 【実績】 平成 26 年度 2 回開催 | ■実施内容 各団体が行う交通安全対策事業等への補助 【実績】 ①一般社団法人山梨県トラック協会 110,087 千円 ②一般社団法人山梨県バス協会 10,626 千円 ②南アルプス市企業局 107 千円 | 類類 |

| | | | | | # 6 | 中 株 夕 |
|-------------------------|-----------------|---------|------------------------|----------|--------|-------|
| | | | | | (千円) | 予算額 |
| | | | | | (千円) | 執行額 |
| (小規模企業サポート融資) 23,604 千円 | (小口資金) 2,252 千円 | 信用保証料補助 | 短期事業資金預託金 1,177,500 千円 | 平成 26 年度 | × × | 有田 |

県内中小企業者の資金調達の円滑化

■実施内容

原資の繰出

南工業振興資金融資制度要綱に基づく各種融資

新産業開発資金 地場中小企業等育成資金

田舎

別会計練

興資金特 商工業振

28,400,603 | 23,508,345

【実績】

経営安定資金

21,926,871 千円 1,420,437 千円 76,930 千円

環境·雇用対策資金 84,107 千円

る設備投資支援 小規模企業者等の創業と経営基盤の強化に資す ■四忠

設備資金貸付及び設備貸与事業に必要な資金の ■実施内容

小規模企業者等設備導入資金貸付金 【実績】 491,226

(公財) やまなし産業支援機構への貸付

県単独中小企業設備貸与資金貸付金 149,361

付金

北田

与資金貸

強中小企

金・県単 金貸付 備導入資 業者等設 小規模企

1,075,000

640,587

業設備貸

(3) 中小企業金融対策制度の利用率向上について

擅 民 (III - 3 (3) (II))

県は、県内中小企業者の円滑な資金調達を図る目的で、山梨県商工業振興資金融資制

度を設けている。 実績)にとどまっている。 しかし、 設定した融資枠に対する融資実績は4割程度(平成26年度

た取組みが望まれる。 よくない制度である可能性を示唆していると考えられることから、制度の見直しを含め 制度の融資実績の低さは、資金需要と融資制度が合致していない可能性や、利便性の

围 (III - 3 (3) ②)

癝

ついての原因分析が十分に行われていなかった。 ものの、利用状況に関する十分な分析が行われていない。特に、融資実績が低い状況に 中小企業金融対策制度の利用状況について、融資額や融資件数の把握は行われている

析することが望まれる。 利用者にとって利便性の高い制度を設計・運用するために、融資の手続や条件等を分

いる。(図表Ⅲ-3 (3) ①) 融資枠に対して、約 36%の融資実績であり、融資件数もここ数年間で大きく減少して であり融資実績は約 38%であった。特に融資制度の中心となる経済変動対策融資は、 度を設けている。しかし、平成 26 年度は 210 億円の融資枠に対して、79 億円の融資額 県は、県内中小企業者の円滑な資金調達を図る目的で、山梨県商工業振興資金融資制

県内の経済環境等を考慮した多面的な分析が十分に行われていなかった。 資枠を設ける必要があることから融資枠に対して融資実績が低くなることがある。しか る。また、セーフティネットとしての性格を有する融資制度については、余裕のある融 しながら、融資実績が低い原因について、資金需要の減少という分析にとどまっており 県は、経済環境や資金需要を検討して、融資制度の内容やその融資枠を変動させてい

等を含めた現状の分析を実施することは有用であることから、利用者に対してアンケー トを実施する等、ニーズの汲み上げや制度改善について継続的な取組みが望まれる。 利用者にとって利便性の高い制度の在り方を検討するにあたって、手続面、融資条件

図表田-3 (3) ① 融資資金の内容及び融資件数

| _ | | 観光施設整備資金 | 資金 |
|---------|------------|-------------|-----------|
| 4 | 800,000 | 地場中小企業育成融資 | 地場中小企業等育成 |
| 10 | 500,000 | 経営力強化融資 | |
| 0 | 500,000 | 経営再生支援融資 | |
| 426 | 4,000,000 | 小規模企業サポート融資 | |
| 222 | 11,000,000 | 経済変動対策融資 | |
| 183 | 1,500,000 | 事業促進融資 | 経営安定資金 |
| 融資件数(件) | 融資枠(千円) | 融資名 | 資金名 |

| 1,500,000 53 500,000 17 200,000 2 0 0 | 福祉のまちづくり推進融資 | |
|---|--------------|-----------|
| | | |
| | 環境対策融資 | 環境・雇用対策資金 |
| | 成長産業分野支援融資 | |
| | 新分野進出支援融資 | |
| 500,000 15 | 起業家支援融資 | 新産業開発資金 |
| 0 | 企業立地促進融資 | |
| 融資枠(千円) 融資件数(件) | 融資名 融資 | 資金名 |

(出典:山梨県商業振興金融課作成資料)

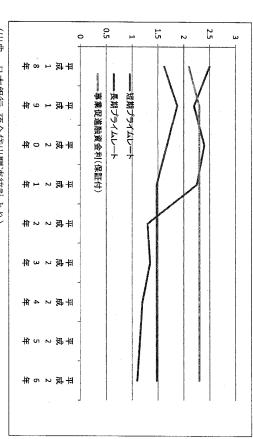
(4)市場金利動向を反映した貸出金利の見直しについて

指 摘(III-3 (4)) 県が実施する制度融資の貸出金利は、平成19年に見直されたが、以後、個別に金利 引き下げを行った制度を除き、引き下げはされていない。また、貸出金利の見直しに関 する規程が整備されていない。

制度融資においても、市場金利の動向を反映した貸出金利の見直しを行う必要があることから規程を整備し、適時に見直しを行うべきである。

国による信用補完制度の見直しの結果、平成19年10月より信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図る責任共有制度が導入された。この制度の導入に伴って、金融機関が新たにリスクを負担することから県は制度融資の賃出金利の見直しを行い、当該責任共有制度の対象となる融資について金利を引き上げた。その後、民間の貸出金利の水準は変動しているが、県の制度融資の金利は、この平成19年の見直し以降、個別に金利引き下げを行った制度を除き、引き下げられていない。また、金利の見直しに関する全般的な規程が整備されておらず、定期的な金利見直しの仕組みがない状況である。公的な融資制度は、民間金融に比べて低利で融資を受けられることにメリットがあることから民間金融機関の金利水準を勘案して、貸出金利を設定する必要があり、金利見直しの規程を整備し、適時に見直すべきである。





(出典:日本銀行 預金貸出関連統計より)

(5)債権管理回収業務の外部委託に関する効果等の検証について

意 見 (田一3 (5))

県は、平成25年7月より中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金の全ての貸付先(2貸付先を除く)に対する債権管理回収業務を債権管理回収会社に委託しているが、延滞残高は高止まりの状況にあり、延滞先からの回収が進んでいない状況が続いている。また、委託初年度は公募で回収業者の選定を行ったものの、2年目以降は随意契約で業者が選定されている。

一方で、債権管理回収を委託する効果の検証、目標や期限の明確な設定などの債権管理回収業務の検証プロセスが整備されていない。より効果的かつ効率的な回収を図るために、回収実績を含む定量的情報、専門業者に委託したことによる業務の高度化の程度などの定性的情報を検証することが望まれる。

県は、中小企業の設備に関する融資制度として中小企業高度化資金及び近代化資金を設け、中小企業者に貸付を行っている。貸付金の回収は、返済条件に沿って行われ、延滞先については、商業振興金融課担当者による督促及び回収を行っていた。しかし、平成23年度末までに延滞となった債権残高は元利合計で107億円に達し、このうち、回収不能と判断した債権102億円について平成24年度に不良債権処理を行うに至った。この状況を受けて、債権管理回収業務の高度化、効率化を図るために、平成25年7月

より債権管理回収業務を債権管理回収会社に委託している。

なお、平成 25 年度 (初年度) の委託先の選定は、審査基準を設け、5 人の選考委員によって行われた。その結果、3 社の応募者の中から評価の高い 1 社を選定している。 平成 26 年度以降は、同一社による貸付先との継続的な関係及び信頼の構築等が不可欠との理由から平成 25 年度に選定した業者と随意契約を締結している。

債権管理回収会社との契約では、業務担当者を2名以上配置し、債権管理業務及び債権回収業務を行うこととされている。また、委託料として、管理手数料等のほか、回収額の2.5%を債権回収業者に支払う契約となっている。

図表Ⅲ-3 (5) ① 中小企業高度化資金貸付先に係る延滞状況と委託料の推移

| 3,493,161 | 7,432,560 | 2,246,937 216,215,432 | 2,246,937 | 2,246,937 | 13,872,856 | 204,589,513 | 平成27年8月1日現在 |
|------------------|------------|-----------------------|-----------|------------|-------------|--------------|-------------|
| 6,134,889 | 12,578,300 | 204,589,513 | 2,388,577 | 2,384,160 | 202,297,400 | 4,676,273 | 平成26年度末 |
| 773,714 | 8,114,400 | 4,676,273 | 500,000 | 17,000,000 | 5,449,273 | 16,227,000 | 平成25年度末 |
| うち回収業務に 係る委託料 | 数比格 | 年度末 延滞残害 | うち奏託業者回収額 | 一部價溫額 | 発生額 | 年度当初 延滞残高 | |

(出典:商業振興金融課作成資料) (単位:千円)

回収額が十分に伸びているとはいえない状況であり、債権回収の専門業者に委託した効果の検証が望ましい。検証は、債権回収業者から提出された報告書等を基礎に実施し、効果の測定、評価結果、その根拠などを明確に文書化し、組織内で共有されることが考えられる。

また、契約形態についても効果の検証を踏まえて検討されることが望ましい。現状は、同一社による継続的な回収交渉が効果的であるとの判断から単年度の随意契約を同一の業者と締結しているが、適切な競争環境や効果の検証が行われなければ、必ずしも効果的であるとはいえないと考えられる。

(6) 信用保証制度における県損失補償に関する根拠の検証について

意 見(Ⅲ-3(6))

山梨県信用保証協会 (以下「協会」という。)による代位弁済があった場合、県は、協会が作成した損失補償請求情報に基づき補償金を支払うことがある。県では、協会が作成した損失補償請求情報と、代位弁済月の翌月に協会から提出される代位弁済報告書を照合することにより、協会から提出される情報の整合性を確かめている。

しかしながら、協会から提出される情報自体に補償対象外のデータが存在したとして 、 県の現状の検証体制では発見することができない。

また、県は定期的に協会に対する立入検査を行っているが、その際、保証付与資金の

事務の適切性などは検証しているものの、損失補償請求情報や代位弁済報告書が誤りなく作成されているかどうかについての検証は十分とは言えない。

補償金支払いの根拠となる情報について、県として十分な検証を行うことが望まし

① 携要

山梨県信用保証協会(以下「協会」という。)が行う信用保証制度は、県内中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際に、協会が公的な保証人となり、当該中小企業者等が何らかの事情で返済不能となった場合には、協会が金融機関に対して代位弁済を行うものである。

県は、協会の経営基盤の確保や信用保証拡大の助成の一環として、協会の代位弁済の一部について損失補償を行う場合がある。こうした対応により、県内の信用力の乏しい中小企業者等の資金借入をより円滑なものにすることを目的としたものである。「山梨県信用保証協会に対する損失補償制度要綱」(以下「要綱」という。)において、当該損失補償の対象資金や損失補償額の算定方法等を定めている。

② 県損失補償の根拠に対する県の検証体制

代位弁済があった場合、県は、協会が作成した損失補償請求情報に基づき、協会に対して補償金を支払う。県では、協会が作成した損失補償請求情報と、代位弁済月の翌月に協会から提出される代位弁済報告書を照合することにより、協会から提出される情報の整合性を確かめている。

しかしながら、協会から提出される情報自体に補償対象外のデータが存在したとして も、県の照合方法では発見することができない。

また、県は定期的に協会に対する立入検査を行っているが、この立入検査においては、保証付与資金に関連する一連の事務の適切性などは検証しているものの、損失補償請求情報や代位弁済報告書が誤りなく作成されているかどうかについては検証を行っていかい

要綱第7条においては、「県は、前条により損失の補償請求があったときは内容を審査し、妥当であると認めた時は損失補償金を支払う」と定められている。仮に、協会がデータ入力誤り等により誤った請求を行い、これに基づき県が誤払いを行った場合、一義的には協会の請求誤りが問題となるが、県の審査不備についても問題となると考えられる。このような誤りが生じないよう予防する観点から、商業振興金融課の現状の体制で出来うる範囲において、補償金支払いの根拠となる情報について十分な検証を行うことが望ましい。

商業振興金融課の現状の体制を踏まえた具体的現実的な方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・協会から提出される情報の中から、何件かをサンプル抽出し、当該サンプルに関して、情報に誤りがないかを詳細に検証する。
- ・県が入手する情報に関する協会内の検証が適切に行われているかどうか (内部統制が 適切に整備・運用されているかどうか) を県として検証する。 など

なお、必要に応じて、協会に改善を要請すべきことは、現状の立入検査の取扱いと変 わるものではない。

(7) 山梨県信用保証協会に対する検査日の規程化について

見 (田一3 (7))

山梨県信用保証協会に対する検査に関し、平成24年度の包括外部監査の中で、「検査マニュアルにおいて、検査日が毎月15日と定められているが、必ずしも毎月実施されていない。検査日を検査マニュアルではなく正式な規程として定めることでより厳格化し、規程に定める検査日を遵守のうえ、定期的及び確実に検査の実施を行うべきである。」という旨の意見が示されている。しかし、この意見に対する対応状況を確認したところ、その後は毎月15日に検査を実施しているとのことであるが、検査日を正式な規程として定めることについては、対応できていないとのことであった。

できるだけ早期に検査日を規程として定め、より厳格に検査日を遵守する環境を整備することが望まれる。

山梨県は、山梨県南工業振興資金制度の一環として、山梨県信用保証協会に対し定期的に検査を実施している。これは、以下の山梨県南工業振興資金制度要網に定める通り、保証付き融資の実行について、「協会の決定をもって融資の可否に代える」とされており、県として、保証協会の適正な融資決定を監視しなければならないためである。

山梨県商工業振興資金制度要綱(一部抜粋)

第9条 融資を受けようとする者(以下、「申込者」という。)は所定の借入申込書に別に定める書類を添付のうえ、関係機関を経由して、商業振興金融課に提出しなければならない。ただし、協会の保証を条件とする融資(以下、「保証付き融資」という。)については、金融機関へ申し込むものとする。

第 12 条 県は第 9 条の規定による申込書を受理したときは、その内容を調査して融資の可否を決定し、申込者及び関係機関に通知するものとする。

2 保証付き融資については、前項にかかわらず、協会の決定をもって融資の可否に代えるものとする。

この山梨県信用保証協会に対する検査に関し、平成 24 年度の包括外部監査の中で、「検査マニュアルにおいて、検査日が毎月 15 日と定められているが、必ずしも毎月実施されていない。検査日を検査マニュアルではなく正式な規程として定めることでより厳格化し、規程に定める検査日を遵守のうえ、定期的及び確実に検査の実施を行うべきである。」という旨の意見が示されている。検査を担当する商業振興金融課に、この意見に対する対応状況を確認したところ、その後の検査においては毎月 15 日という検査マニュアルの定めを遵守して検査を実施しているとのことであった。しかし、検査日を検査マニュアルではなく正式な規程として定めることについては、対応していないとのことであった。検査日を規程として定めることについては、対応していないとのことであった。検査日を規程として定め、検査日を遵守する環境を整備することが望ましい。

4. 産業労働部地域産業振興課

(1) 業務の概要

地域産業振興課は、市場開拓担当及び産業振興担当からなっている。 市場開拓担当は、やまなしブランドの推進、地場中小企業(製造業)の販路開拓支援 及び高付加価値化支援、並びに日本ワインコンクールの開催を主な業務としている。 産業振興担当は、やまなしブランドの推進、地場中小企業(製造業)の販路開拓支援 及び高付加価値化支援、並びにジュエリー産業、繊維産業及び伝統産業の振興を主な業務としている。

(2) 地域産業振興課の主な事業

地域産業振興課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表III-4(2)① 地域産業振興課の主な事業

| | | 助金 | 援事業費補 | ャレンジ女 | ブランドチ | | | | | | | | 事業名 | |
|---|-----------------------------------|------------------------------|--------|-------------------------|-----------|--------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|----------------------|-----|-------------|--------------|
| | | | 12,000 | 19 000 | | | | | | | | | 予算額(千円) | - kake skept |
| | | | 3,003 | 0 960 | | | | | | | | | 勢行額 (千円) | ±1 /- # |
| (2)補助限度額 (2)補助限度額 海外展開事業 3,000 千円、国内展開事業 2,500 千円 | ② 地域の優れた資源による地場産業製品等の販路開拓のために行う事業 | ① 産地ブランドの形成や産地イメージアップを推進する事業 | 等が行う | 「やまなしブランド形成」のため、地場中小企業者 | (1)補助対象事業 | ■補助金概要 | 努力旺盛な事業に対し、必要な経費の一部補助を実施 | の新たな事業活動の誘因となりうる先導的事業及び自主 | 「やまなしブランド形成」のため、他の地場中小企業者 | ■実施内容 | 地場産業のブランド化推進、地場産業の育成 | ■目的 | 概要 | |

| 事業名 | 予算額 (千円) | 執行額 (千円) | 裝則 |
|-----------|-------------|-------------|-----------------------------|
| | | | ■目的 |
| | | | 地場中小企業の海外販路の拡大、地域経済の活性化及び |
| | | | 地域中小企業の振興 |
| | | | ■実施内容 |
| | | | 地場中小企業者がもつ優れた技術等を生かしてオリジナ |
| | | | ルブランドを確立し、海外に通用する魅力を高め、海外 |
| | | | での市場獲得を目指す等、他の地場中小企業者の新たな |
| | | | 事業活動の誘因となりうる先導的な取組に対し、必要な |
| | | | 経費の一部補助を実施 |
| 海外プロモ | | | ■補助金概要 |
| ーション活 |))) |) } | (1) 補助対象事業 |
| 動等支援事 | 6,000 | 3,074 | ① 対象製品は、繊維、宝飾、アパレル、伝統工芸品 |
| 業費補助金 | | | 等の製品であること |
| | | | ② 海外市場での販路開拓の活動実績があること |
| | | | _ |
| | | _ | 1 |
| ٠ | | | ⑤ 県内の他の中小企業者のモデルとなる先駆的な事 |
| | | | 業内容であること |
| | | | (2)補助限度額:1補助事業 2,000 千円 |
| | | | (3)補助率:1/2以内 |
| | | | (4) 探択件数:5件 |
| | | | ■目的 |
| | | | 甲州ワインの世界的認知度の向上、市場拡大及びワイン |
| | | | 産地山梨の確立 |
| 田三コンン | | | ■実施内容 |
| 子ミンムノ | | | 英国ロンドンをはじめとする EU 諸国への甲州ワインブ |
| 事ぞくコト | 200 | | ロモーションに対し、必要な経費の一部補助を実施 |
| 古世末世本 | 5,300 | 4,360 | ■補助金概要 |
| 坂 学 米 其 信 | | | (1) 交付対象事業 |
| 20年 | | | 山梨県ワイン酒造協同組合・甲府商工会議所・甲州 |
| | | | 市商工会連携体が行う海外輸出向けワインの製造開 |
| | | | 発や EU 諸国での試飲会等甲州ワインの海外におけ |
| | | | る販路拡大を図る事業 |

(3) 補助率:1/2以内 (4) 採択件数:11件

| 1 | • |
|---|---|
| 7 | , |
| (| |
| | |

| (2)補助率:1/2 | | | |
|-----------------------------|-------|------------------|--|
| 展示、海外プレス等招聘 | | | *************************************** |
| 宝飾加工技術等の実演、ジュエリーマスターの作品 | | | |
| 0, | | | |
| (1) 交付対象事業 | | | |
| ■補助金概要 | | | |
| することで、海外での認知度向上、販路拡大を図る | | | 補助金 |
| ・アジア地域の各国のプレス、バイヤーを産地へ招聘 | 0,020 | 0,004 | 性化事業費 |
| の PR を実施 | 3 390 | 2 2 7 7 | やまなし活 |
| ョンの最新作を展示し、高い技術力や産地ブランド | | | ジュエリー |
| 窺える作品や産地ブランドである Koo·fu コレクシ | | | |
| ・「輝きの祭典」において、出展者の技術力の高さが | | | |
| ■実施内容 | | | |
| に向けた情報発信、新たな販路拡大に向けた取組の支援 | | | |
| 山梨県産ジュエリーのブランド確立を図るため、県内外 | | | |
| ■目的 | | | |
| の販路拡大の支援を実施 | | | |
| 造栽培補助など販路拡大支援事業に取り組むワイナリー | | | |
| 委託先ワイナリー3社で失業者計4名を新規雇用し、醸 | | | K . |
| ■主な実施状況(平成 26 年度) | | | また人と 接 |
| 3 業機会の提供を実施 | 6,328 | (注1) | ・ 一 |
| 失業者に対して、委託先ワイナリーでの短期の雇用・就 | | | 1. 2. 2. 2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. |
| ■実施内容 | | | 小曲番ロノ |
| 在 合 | | | |
| 小規模ワイナリーの販路拡大の推進による地域産業の活 | | | |
| ■目的 | | | |
| · 参加者: 11社 22名 | | | |
| ・実施期間:平成27年2月1日~2月8日 | | | |
| 基軸にスウェーデンとでプロモーションを実施 | | | |
| 世界的なワイン情報として発信力の高いロンドンを | | | |
| (3)補助事業実績 | | | |
| (2)補助率:定額 | | | - |
| | (千円) | (千円) | 非 来石 |
| 黄田 | 執行額 | 予算額 | 車举々 |

| | | | 1 |
|---|-------|-------|-------|
| 96 | 1,296 | 1,296 | 分析ワーク |
| ・国内市場において、海外製品と十分勝負できるもの | | | 海外可能性 |
| ・海外市場を的確に捉えた自牡オリジナルの商品展開 よのことを通り、本権と事権 | | | |
| ■目的 | | | |
| 実施と、組合紹介パンフレットや動画作成の支援 | | | |
| 展示販売イベント「ヤマナシハタオリトラベル」の | | | |
| 「四季彩堂」(平成 26 年 12 月 13~23 日) における | | | |
| ・「エキュート立川」(平成27年1月5~2月15日)、 | | | |
| 年 11月 26~28 日)~の出展の支援 | | | |
| 「インテリアライフスタイルリビング展」(平成 26 | | | 費補助金 |
| | 2,650 | 2,650 | 化推進事業 |
| |) |) | 維ブランド |
| ■補助率:1/2以内 | | | やまなし貘 |
| 業に対し、必要な経費の一部補助を実施 | | | |
| 行う産地の情報発信、新製品開発や販路開拓のための事 | • | - | |
| 山梨県絹人繊織物工業組合(以下「組合」とする。)が | | | - |
| ■実施内容 | | | |
| ■目的 山梨県の繊維産業の産地ブランド化を図る | | | |
| ・ 出展者数: 90 社 (大宝飾展は 32 社) | | | |
| みの人数) | | | - |
| ・ 参加人数: 約1,900人 (甲府ジュエリーフェアの | | | |
| を開催 | | | - |
| び「輝きの祭典」大宝飾展(平成 26 年 4月 5~6 日) | | | |
| 甲府ジュエリーフェア (平成 26 年 4 月 2~3 日) 及 | | | |
| (4)補助事業実績 | | | |
| (3) 実施主体:輝きの祭典実行委員会 | | | |
| 円) | (千円) | (千円) | 事業名 |

| 地場産品プロデュース事業 | 次世代地場 産業デザイ ン力強化支 援事業 | 事業名 (1 |
|---|---|---|
| 268 | 2,834 | 予算額 (千円) |
| 268 | 1,870 | 教行額 (千円) |
| ■目的 地場産業の国内外での市場獲得に向けた、商品開発力向上、販売力向上等の総合的支援 ■実施内容 外部専門家による指導の下、新製品の開発支援の実施 【支援実績】11 社(平成 26 年度) | ■目的 産地(ジュエリー、織物)の PR と販路開拓に合わせた、 地場産業のデザイン力の強化 ■実施内容 山梨県地場産業と県内外の若手職人やデザイナーとの交 流や共同事業の取組の支援を実施 【事業実績】(平成 26 年度) ・ 産地見学バスツアー開催:織物 3 回、ジュエリー2 回 ・ 雑誌「装苑」での産地 PR 記事の掲載 | 概要参加企業の海外チャレンジ戦略に応じて以下の内容で構成されること。 ・企業(産地)分析 ・ライフスタイルやトレンド変化に関する講義 ・各企業の海外向けデザインディレクション ・海外進出シミュレーションワークショップ 【支援実績】県内地場産業企業 5 社(平成 26 年度) |

(注1)小規模ワイナリー販路拡大支援事業の予算は、山梨県緊急雇用創出事業の総予 算に含まれるため、個別事業としての予算額の記載は省略する。

(3) ジュエリーと繊維の産業振興に関する長期的戦略の立案について

意 見 (田-4(3))

地場産業の振興は、2·3年といった短い期間で顕著な成果を期待することは通常難しいと考えられるため、より長い期間での振興戦略を立案し、それを実践することが必要と考える。ワインについては 10 年間のスパンでの振興戦略が策定されているが、ジュ

エリー、繊維については長期的な戦略は策定されていない。そのため、産業振興に関する十分な成果が上がらないというリスクがある。

ジュエリー、繊維についてもワイン同様、長期的な戦略を策定することが望ましい。

地域産業振興課において、山梨県の気候風土に根差した歴史ある地場産業を振興し、それにより、安定的な地域経済の発展だけでなく、観光産業等の県内経済への副次的な効果を実現するために、様々な事業が行われている。その事業の中で主要な地場産業として、ワイン、ジュエリー、繊維の三つが挙げられている。

地場産業の振興は、2-3年といった短い期間で顕著な成果を期待することは通常難しいと考えられるため、より長い期間での振興戦略を策定し、それを実践することが必要と考える。主要な地場産業として挙げられている、ワイン、ジュエリー、繊維のうち、ワインについては 10 年間のスパンでの振興戦略が策定されているが、ジュエリー、繊維については長期的な戦略については策定されていない。そのため、短期的な視点に立った事業のみが行われ、それらが一貫したコンセプトで実施されず、それぞれ異なった方向性を指向するものであれば、個々の事業の成果が産業振興として結実することなく終わってしまうというリスクもある。

ジュエリー、繊維についてもワイン同様、長期的な戦略を策定することが望ましい。

(4) ジュエリーと繊維の事業者を支援する WEB サイトの作成について

意見(III-4(4))

山梨県の提供する事業が、効率的かつ効果的に事業者に周知されるためには Web ページの活用が有効である。山梨県の WEB サイトでは、ワインについては専用サイトが作成されており、関係事業者はどのような支援事業が用意されているのかを一覧できるが、ジュエリー、繊維については同様の WEB サイトがない。そのため、使い勝手が悪く、活用できる支援事業を見逃すリスクもある。

ジュエリーと繊維についてもワイン同様、WEBサイトを作成することが望ましい。

前述のとおり、主要な地場産業として、ワイン、ジュエリー、繊維の三つが挙げられており、これらの事業者が利用できる様々な事業が山梨県によって行われている。山梨県の提供する事業が、効率的かつ効果的に事業者に周知されるためにはWEB サイトの活用が有効である。山梨県のWEB サイトを確認したところ、ワインについては「ブドウ農家とワイナリーを支援します」というWEB サイトが作成されており、ブドウ農家とワイナリーは、どのような支援事業が用意されているのかを一覧できる状態になっている。言い換えれば、ブドウ農家とワイナリーが山梨県の支援事業を活用しやすい環境づくりがWEB サイト上でなされているとい言える。しかし、ジュエリー、繊維につい

ては同様の WEB サイトがないため、ジュエリーと繊維業を営む事業者にとっての使い勝手が悪く、活用できる支援事業を見逃すリスクもある。

ジュエリーと繊維についてもワインと同様の WEB サイトを作成することが望ましい。

(5) ワインに関するやまなしブランドの確立と価格帯戦略について

意 見 (Ⅲ-4(5))

ワイン産業は山梨県の気候風土に根差した歴史ある地場産業であり、これを振興することで、観光産業等の活性化等、県内経済への副次的な効果も期待される。そのようなことで、観光産業等の活性化等、県内経済への副次的な効果も期待される。そのような点に着目し、「ワインブランドの確立」を目指し、「より多くの消費者が、より多くの量を、より高い値段で消費するだけの価値があるものと、山梨県のワインが認識されること」を実現するための事業を行っている。これを効率的・効果的に推進するためには、やまなしブランドのワインが、どの価格帯で、どの程度の量が販売されているのかという情報を可能な限り入手し、それを分析のうえ、行政と事業者が一体となって取り組んでいくことが適切である。

しかし、現状では価格帯に関する情報の収集は必ずしも十分とはいえないため、より 詳細な価格関連情報を入手するための取り組みを行うことが望ましい。

ワイン産業は山梨県の気候風土に根差した歴史ある地場産業であり、これを振興することでワイン産業の発展だけでなく、観光産業等の活性化等、県内経済への副次的な効果も期待される。そのような点に着目し、ワイン産業を振興するために、山梨ワインの「ワインブランドの確立」を目的とする事業が地域産業振興課を中心に行われている。具体的な施策内容としては、様々な要素が含まれており、「より多くの消費者が、より多くの量を、より高い値段で消費するだけの価値があるものと、山梨県のワインが認識されること」、ということがその主要な構成要素であると考えられる。

より多くの消費者が、より多くの量を消費するためには、価格戦略は非常に重要である。なぜならば、いくら上質の美味なワインであっても、消費者に手の届かない高い値段で販売される、あるいは、消費者の感じる価値以上の高い値段で販売される、といった状態であれば、売上が伸びないからである。やまなしブランドを効率的・効果的に確立するには、やまなしブランドのワインが、どの価格帯で、どの程度の量が販売されているのかという情報を可能な限り入手し、それを分析のうえ、事業者等と共有し、連携しながら戦略的なターゲットの絞り込み・推奨を行う、ターゲットごとの販売戦略を考察する、重点販売エリアを検討するなど、行政と事業者が一体となってグランドデザインを描くことが重要である。こうしたグランドデザインと整合する形で県としての支援策を決定し、推進することが適切である。

しかし、現状では価格帯に関する情報の収集は必ずしも十分とはいえない。例えば、 甲州ワインの輸出実績は本数のみ把握しているが、価格帯までは把握されていないため、 どの価格帯が売れ筋なのか把握できていない。

やまなしブランド確立を、より効率的・効果的に行うべく、より詳細な価格関連情報を入手するための取り組みを行うことが望ましい。販売会社から情報開示を受けることができない等、情報収集に関する制約があるとのことであるが、手を付けられる部分から対応していくことが期待される。

(6) 小規模ワイナリー販路拡大支援事業に関するアンケートの回収について

意 見 (田一4 (6))

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要綱に基づき、販路拡大を希望する小規模ワイナリーの従業員新規雇用に係る研修費・人件費の助成を行っている。実施要綱及び委託契約書にて明文の規程はないものの、今後の事業の改善等を目的とし、助成を行ったワイナリー及び新規雇用者に対し、当該事業に対するアンケート調査を実施している。しかしながら平成26年度中に助成を行った3社のうち1社について、業務終了後長期にわたりアンケートの回収がなされていなかった。

事業の評価及び今後の制度の見直し等の参考となる有用な情報が入手できる貴重な機会であるため、引き続きアンケート結果の回収に注力されたい。

小規模ワイナリー販路拡大支援事業は、失業者に対する短期の雇用・就業機会を提供し、継続的な地域雇用が創出されることを目的とした、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に基づく企業支援型の地域雇用創造事業であり、販路拡大を希望する小規模ワイナリーの従業員新規雇用に係る研修費・人件費の助成を行っている。

なお、実施要綱には以下のように定められており、当該事業の目的にあった事業や企業の取組を助成するよう定められている。

(「山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金実施要綱」抜粋)

74条 委託事業及び直接実施事業(以下「雇用創出等事業」という。)の要件 雇用創出等事業の要件は1から8の通りとし、市町村補助事業については、 文中の「県」を「市町村」と読み替えるものとする。

委託事業及び直接実施事業

- (1) 対象となる事業
- ④ 企業支援型地域雇用創造事業
- ア. 都道府県が企画した新たな事業であること。(既存事業 (実質的にそのように判断されるものを含む。)の振替でない事)

- ・建築土木事業でないこと。
- ウ. 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の企業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。
- エ. 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府 県内に所在する企業に委託して実施するものであること。
- 大、委託先の選定に当たり、有識者の意見を徴収した事業であること。

小規模ワイナリー販路拡大支援事業は、上記の規定に従い、山梨県の産業・雇用振興策に沿って「ワイナリー」の販路拡大を推進・活性化、地域における継続的な雇用機会の増加を目的とし、実施されている事業である。

山梨県ワイン酒造組合に加盟する76ワイナリーのうち、要綱に基づく「起業後10年以内」のワイナリーは3社であり、そのすべてに対して助成を行った。 助成を行った企業及び契約の概要は以下の通りである。

図表Ⅲ-4(6)① 助成先企業ごとの契約の概要

| 企業名 | A社 | B社 | C件 |
|-----------|------------------|---|------------------|
| 委託金額 | 1,220,619円 | 2,275,239 円 | 2,719,370円 |
| 契約期間 | H26.4.1~H26.6.30 | H26.4.1~H26.7.31 | H26.4.1~H27.1.31 |
| 契約形態 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| アンケート回収状況 | 回収 | 回収 | 未回収 |
| (アンケート回答) | 正社員雇用 | 正社員雇用 | 不明 |
| 備考 | 新規雇用者1名 | 新規雇用者1名 | 新規雇用者1名 |
| | 月給:250,000円 | 月給与:200,000円 | 月給与:200,000円 |
| | はいと 出口 という 井や | (다구) 이 및 소리에 찾는 것 때 다른 것으로 가지 마 수 그 때문에 되지않는 수 되었다. | ٠ الملاسمة ، |

(出典:地域産業振興課から提供された委託契約書等の資料により作成)

上記の通り、C社について契約期間終了日(平成27年1月31日)以降、9月までの8ヶ月もの長期にわたりアンケートの回収が完了していなかった。

当該事業の目的の一つに「継続的な地域雇用の創出」を掲げている以上、助成によって雇用された各雇用者のその後の状況(特に正社員雇用の有無)について確認を行うのが適切である。

このアンケートの実施は、実施要綱及び契約書上にて定められた作業ではないが、事業の有効性評価・制度見直しに有用な情報収集手段である。そのため、引き続きアンケート結果の回収に注力されたい。

(7) 地場産品プロデュース事業における専門家の継続関与について

意 見 (111-4(7))

地場産品プロデュース事業は、地場産業の国内外での市場獲得に向けた、商品開発力向上、販売力向上等の総合的支援を目的として、外部専門家による個別企業に対する実務指導を実施している。現在、外部専門家の派遣は、参加企業の製品開発、デザインまでの個別指導が中心となっており、製品化後の販路開拓を支援するマーケティングの専門家が常に関与しているわけではない。

地場産品の総合的支援を実現するためには、製品化後の販路開拓をも踏まえた、全体を見据えた専門家派遣を継続的に実施していくことが期待される。

地域産業振興課では、地場産業の企業の企画力や商品開発力の向上、販売力の向上等の総合的支援を目的として、山梨県工業技術センター及び富士工業技術センターにおいて、地場産品プロデュース事業に取組んでいる。地場産品プロデュース事業では、県内地場産業に従事し、新たな製品開発に意欲的な企業に対して、外部専門家を派遣して実務指導を実施している。マーケティング専門家による地場産業支援や実務セミナーの開催はあるものの、外部専門家による実務指導は、主に参加企業の新製品開発への助言、デザイン指導、ブランド戦略指導が中心となっており、製品化後の販路開拓を支援するマーケティングの専門家が常に関与しているわけではない。

一般に新製品を立ち上げる場合、試作品が完成しても製品化まで辿り着かない事例や製品化されても販路が設計できず販売に結びつかない事例は多く見受けられるものであり、「技術開発、製品化、販路開拓、販売」という一連の流れの中で、その一部分を切り出して専門的な支援を実施しても、販売成果として実を結ぶことは難しい、というのが実情である。そのため、地場産品の商品開発力向上、販売力向上等の総合的支援を目的とするのであれば、「技術開発、製品化、販路開拓、販売」までの一貫性のある支援を継続的に実施することが望ましい。

「第2章11(3) 国の取り組み(主な施策)」で紹介した「JAPANブランド育成支援事業」では、商工会・商工会議所等が単独または連携し、地域の企業等をコーディネートしつつ、マーケットリサーチ、専門家の招聘、コンセプトメイキング、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加等の取り組みを行うプロジェクトについて総合的な支援を展開している。当該事業の効果的な取り組み手順を調査した「JAPANブランドの取り組み手順一各地の取り組み事例から学ぶー」(株式会社日本総合研究所、平成19年3月)では、外部専門家の役割について以下のように説明している。

(「JAPAN ブランドの取り組み手順-各地の取り組み事例から学ぶ-」より抜粋) 外部の専門を

- ・これまでの産地に足りなかった視点や能力を注入し、新たな活路を見出すた めにも、外部の人材は重要な役割を果たす。
- ・産地にとって、市場のニーズや助言を早い段階で把握し、広い視野を持つことが、後のブランド展開を行う上で重要なことから、市場と産地のマッチングを行う適任者の選定が望まれる。
- ・選考に当たっては、JAPAN ブランド育成支援事業以前より産地と交流・親交のあった専門家をはじめ、地域との関わりがある人材を選定することが重要であり、「産地の状況を熟知している」「熱意がある」「産地の参加者と目標意識を共有できる」などの要件が想定される。
- ・外部の専門家としては、デザイナー、プロデューサー、コンサルタント、プロジェクト・コーディネーターなど多数あり、取り組みの段階に応じて起用するとよい。

(1) デザイナー

地域の素材、技術、製品を生かして、新たな商品として創造するデザイナーの役割は大さい。デザイナーは、地域産業や事業者をよく理解して、協働の精神で取り組むことが期待される。

(2) プロデューサー

デザイナーが商品をデザインする役割として狭くとらえるならば、プロデューサーは、新商品または新事業を開発から成功まで一貫して支援する専門家といえる。近年、デザイナーがプロデューサー機能を保有して、商品のデザインにとどまらず、事業としての成功まで引き受けるようになってきた。商品のコンセプトを創造するにとどまらず、展示会の出展、流通経路づくり、そして情報発信までトータルに引き受けるものである。

これからはデザイナーにプロデューサー機能を求めるか、もしくはデザイナーとプロデューサーまたはコンサルタントをセットで起用することが必要である。

(3) コンサルタント

JAPANブランド事業を、商品の創造から担当するのはデザイナー、プロデューサーであるのに対して、地域産業の新しいビジネス・モデルとして戦略を構築しようというのがコンサルタントである。特に、流通経路の調査と開拓、生産管理問題、受注から配送・代金回収までの体制づくり、知財の管理、組織づくり、資金計画などの諸分野について、計画づくりと実行支援を行う。

コンサルタントは、地元で活動しているコンサルタントと、東京など大都市部のコンサルタントの2種類あり、プロジェクトの性格によって使い分けることが適当である。

(4) プロジェクト・コーディネーター

JAPANブランド事業は、商工会議所・商工会、事業者、団体、公的研究機関、外部の専門家など、多数の関係者が参加し、総合的に展開される事業であるため、プロジェクト全体の運営について企画・推進・評価・修正する役割を必要とする。プロジェクト・コーディネーターは、商工会議所・商工会の職員が果たすこともあれば、コンサルタントが果たすこともある。

このように、外部専門家は、取り組みの段階に応じて効果的に取り入れることが重要であり、その成功事例として、「JAPAN ブランド育成支援事業」の採択プロジェクト実績の例を紹介する。

公益財団法人神戸ファッション協会は、神戸の中小アパレル事業者の海外展開を支援するため、フランス・パリの展示会へ出展支援を行うなど、百貨店や高級セレクトショップへのパイプ役を担い、これが功を奏し、パリの老舗百貨店や高級セレクトショップ等との成約を獲得している。

「ISHIGAKI Natural Seasonings」ブランド創出プロジェクト協議会は、石垣島の特産品である島胡椒(方言名:ピパーツ)を広く海外へ発信するため、関係する地域事業者等と研究開発、市場調査、製造手法研究、販路開拓などの一連の事業を推進している。競合品とは一線を画した高品質なピパーツを高級飲食店や百貨店に向けてプロモーションを行うとともに、フランスの世界最大の国際商品見本市等への出展を通じて、海外飲食店やバイヤーの高評価を得ることを実現している。

よって、地場産品プロデュース事業においても、外部専門家の派遣は、参加企業の製品開発、デザインまでの個別指導に留まらず、製品化後の販路開拓を支援するマーケティングの専門家が常に関与することが望ましく、今後も地場産業プロデュースとして全体を見据えた専門家派遣を継続的に実施していくことが期待される。

(8) 甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金の費用対効果について

意 見 (田一4 (8))

甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金における実績については、補助事業に要した経費総額が50,633 千円に対して、ワイン輸出実績は26,334 本となっており、輸出実績は年々増加しているとはいえ、概算計算すると輸出総額は32,825 千円となり、現段階では経費総額を下回る計算結果となる。

個々のワイナリーが独自に販売プロモーションを実施するよりも、産地全体で実施した方がより効果的かつ効率的であると考えられる。しかし、その場合も、投入した経費とその成果の適切な費用対効果分析の視点も入れて事業を評価することが望ましい。

甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金は、甲州ワインの世界的認知度の向上と市場拡大、さらにはワイン産地山梨のブランドイメージ向上を図るため、甲州ワインEU輸出促進協議会の実施するロンドンをはじめとするEU諸国への甲州ワインプロモーションに対して、その事業に要した経費の補助を行うことを目的としたものである。 なお、甲州 EU 輸出促進協議会は、平成 21 年度から 23 年度までは経済産業省の JAPAN ブランド支援事業、平成 24 年度から 26 年度は農林水産省の輸出に取り組む事業者向け対策事業の補助金を受けている。

当該事業における実績については、甲州ワイン EU 輸出促進協議会が提出した当該補助金に係る補助事業実績報告書に示されている。当該報告書によると、平成24年度から26年度における補助事業に要した経費総額が50,633 千円(うち県補助金13,820千円)に対して、ワイン輸出実績は26,334本であることが示されている。平成26年度におけるワイン1本当たりの平均価格7ポンドを平成27年3月31日における為替レート178.07円/ポンドにて概算計算すると、平成26年度単年度では輸出総額は15,863千円となり、同経費16,503千円に近接してきているとはいえ、現段階での輸出総額は32,825千円となり、経費総額を下回る計算結果となる。

個々のワイナリーが独自に販売プロモーションを実施するよりも、産地全体で実施した方がより効果的かつ効率的であると考えられる。しかし、その場合も、投入した経費とその成果の適切な費用対効果分析の視点も入れで事業を評価することが望ましい。なお、事業が長期的な視点で実施されているのであれば、例えば5年程度の中期計画を設定し、当該期間を通じた数値目標を設定したうえで、各年度においては中期計画の途中経過としての実績評価を行うことが考えられる。

(9)ブランドチャレンジ支援事業費補助金及び海外プロモーション活動支援事業費補助金に関する成果指標の設定について

意 見 (Ⅲ-4 (9))

ブランドチャレンジ支援事業費補助金及び海外プロモーション活動支援事業費補助金に関し、複数の事業を統合し、「地場産品のブランド確立に向けた取り組み支援件数」を事業の活動指標として設定している。

しかしながら、事業活動を実施した成果を測定するための指標設定がなされていな 。 適切な活動指標のみならず成果指標も設定し、事業評価を実施されたい。

ブランドチャレンジ支援事業費補助金及び海外プロモーション活動支援事業費補助金は、地場中小企業者の新たな事業活動の誘因となりうる先導的事業、及び自主努力旺盛な事業に対して支援・育成を行い、「やまなしブランド形成」することを目的とする。

図表Ⅲ-4 (9)① 平成26年度やまなしブランドの推進実績

平成 26 年度の支援件数は下記の表の通りである

| 3,075 | 5件 | 海外プロモーション活動支援事業費補助金 |
|---------|-----|---------------------|
| 9,370 | 11件 | ブランドチャレンジ支援事業費補助金 |
| 金額 (千円) | 件数 | 事業名 |

(出典:地域産業振興課より提供「事務・事業の概況」より抜粋

県は上記ブランドチャレンジ支援事業費補助金及び海外プロモーション活動支援事業費補助金に関して、複数の事業を統合し、「地場産品のブランド確立に向けた取り組み支援件数」年間22件を平成26年度の活動指標として設定している。

しかしながら、その事業活動を実施した成果を測定するための指標設定がなされていない。

事業活動の継続の可否や見直し等、当該事業の評価を行うためには、事業活動を実施 したことでどのような成果があったのか、その成果を図るための指標も設定する必要が ある。

よって、適切な活動指標のみならず成果指標も設定し、事業評価を実施されたい。 なお、上記記載の「複数の事業」とは、やまなしプランド推進に関する一切のものをいい、当意見では主要な事業である上記2事業に関し記載している。

5. 産業労働部産業集積課

(1) 業務の概要

産業集積課は平成 26 年度の組織変更により産業支援課と産業集積推進課が統合されて設置された課であり、企業立地担当と技術支援担当からなっている。

企業立地担当は企業立地の推進を主な業務とし、これらには山梨県地域産業活性化協 議会事業への参加、産業集積促進の助成等が含まれる。

技術支援担当は中小企業の振興を主な業務とし、これらには業務委託や、やまなし産業支援機構への補助による中小企業の創業・経営革新支援、産学官・企業間連携推進、中小企業診断士等専門家の派遣及び工業技術センターの管理運営等が含まれる。

(2) 産業集積課の主な事業

産業集積課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-5 (2) ① 産業集積課の主な事業

| 事業名 | 子算額 (千円) | 無未来ではなり上、な事を 執行額 (千円)■目的 夢たなほ 遊の活へ かの活へ■な付う | 描要 ■目的 ■目的 新たな産業の創出とともに、雇用の拡大、地域経済の活性化を図るための、企業誘致の促進 ■交付先 |
|----------------|----------|---|---|
| 座業立地活 性化事業費 | 1,300 | 1,240 | 山梨県地域産業活性化協議会 ■実施内容 ・ 企業立地セミナーの開催(平成 26 年 10 月 21 日) 日) ・ 企業誘致フェアへの出展(平成 27 年 2 月 4 日 ~6 日) |
| 産業集積促 進事業費 | 143,178 | 143,178 | ■目的 活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大 ■実施内容 単型県内に立地して事業を開始した製造業者等に 対する助成 ■補助金概要 |

| ■目的 | 4,942 | 7,509 | 産学官連携強化事業費 |
|--|--------|--------|------------|
| 社) 支援体制整備事業(やまなし産業支援機構人件 費補助:8名) | | | |
| 創業・経営革新支援事業(専門家延べ派遣日数:594日) 経営基盤等強化支援事業(経営・生産技術夜間ゼミナール:3コース開催) 販路開拓支援事業(国内展示会出展助成:15 | | | 来来 |
| 小企業者等の経営資源の確における新たな事業の創出 における新たな事業の創出 補助先 公財)やまなし産業支援機 実施内容 総合相談体制整備事業(株 件、下譜アドバイザー訪問 企業情報整備・提供事業 企業情報整備・提供事業 | 90,052 | 95,595 | 中 接 中 水 |
| 対象業種: 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産 業等 助成率: ①製造業の場合:投下固定資産額(土地取得費を 除く)の10%。ただし、自社所有地への立地の場 合5% ②その他の対象事業:投下固定資産額(土地取得 費を除く)の5% 採択件数:1件 | | | |

| ■目的 県内中小製造業者等における販路拡大等の事業拡 | 7,057 | 10,300 | 販路拡大・ 発注開拓事 |
|---|----------|----------|--------------------------|
| ■目的 県内中小製造業者等における従業員の、開発・生産・管理技術等の能力・生産性向上や生産コストの削減による処遇改善 ■委託先 (公財)やまなし産業支援機構 ■実施内容 ■実施内容 開発・設計技術、加工技術、生産・品質管理技術等に精通した専門家を企業に派遣し現場で高度人材研修を実施。 専門家派遣実績:10社 | 2,661 | 5,890 | 高度技能者 による OJT 研修事業 |
| ■目的 中小・零細企業の生産性向上や経営力改善を図ることによる事業拡大や利益の増加、従業員の処遇改善 ■委託先 □梨県中小企業団体中央会 ■実施内容 中小企業診断士等の専門家による製造業の現場改善等や販路拡大等の支援、及び試作開発事業への取り組みの支援。 | 1,363 | 3,650 | 展 基 めの の な 数 様 |
| (公財) やまなし産業支援機構 ■実施内容 企業及び大学・公的試験研究機関等に幅広いネットワークを有するコーディネーターによる適切なマッチングの実施 コーディネーター訪問数: 206 件マッチング件数:8件 | | | |
| 7 t | 執行額 (千円) | 予算額 (千円) | 事業名 |

| 4 # # | 予算額 | 執行額 | 松州 |
|------------|---------|---------|--------------------------|
| #来石 | (千円) | (千円) | 为 |
| 業 | | | 大・収益増による従業員の処遇改善 |
| | | | ■委託先 |
| | | | (公財) やまなし産業支援機構 |
| | | | ■実施内容 |
| | | | 東京多摩地域や東海、中京地域等の医療、航空機 |
| | | | 等の成長分野関連企業や大手製造メーカーを訪問 |
| | | | し、山梨県内企業とのマッチングを実施。 |
| | | | 販路開拓コーディネーター配置数:4名 |
| | | | コーディネーター訪問企業数:延べ 496 社 |
| 山梨県工業 | | | 山梨県工業技術センター及び山梨県富士工業技術 |
| 技術センタ | 281,650 | 230,648 | センターの運営に係る予算を担当部課である産業 |
| 一運営費等 | | | 集積課にて計上している。 |
| 山梨県富士 | | | 詳細については、第2章II6. 山梨県工業技術セ |
| 工業技術セ | 101 010 | 100 100 | ンター及び、117.山梨県富士工業技術センター、 |
| ンター運営 | 121,612 | 102,129 | を参照とする。 |
| 掛 魚 | | | |

(3) 産学官連携強化事業に関する活動指標・成果指標の設定について

見(Ⅲ-5(3))

幯

産学官連携強化事業では、県と山梨大学による研究成果発表会の開催や技術・人材交流を図っているものの、産業化や技術移転の具体的な評価指標や目標設定が行われていない。

産学官の連携を強化していくための具体的な活動指標、成果指標や目標 (数値、金額)を設定したうえで、行動計画を立案し、実績を検証していくことが望まれる。

産学官連携強化事業は、中小企業の振興を図る事業の一環として、産業の発展、雇用の創出を目的とした事業であり、産業集積課では、産学官連携技術移転・交流促進事業を通じて人材交流の促進や技術のマッチングなどを行っている。具体的には、県と山梨大学が合同で研究成果発表会などを開催し、様々な分野の技術や人材の交流の場を設けている。

しかし、当該事業に直接関係する活動指標や成果指標を具体的に設定していない。そのため、事業の結果を定量的に測定し、結果を十分に分析できていない状態にある。

産業の発展や雇用の創出によって中小企業振興を図るために、PDCAサイクルを繰り返すことにより、当該事業を検証し、常により良いものに見直しを実施していく必要がある。そのためには、具体的な活動指標、成果指標や数値目標を設定して検証を行うことが適切であると考える。適切な環境分析によって目標値を定め、事業の実行による実績値の把握、目標値と実績値の乖離についての原因分析、特定された原因への対応策の策定という一連のプロセスが構築・運用されることが適切であると考える。

(4) 企業立地セミナー実施後のフォローの強化について

意 見(Ⅲ-5(4))

県は、県外企業を対象に「企業立地セミナー」を開催し、山梨県への企業誘致を推進している。しかし、セミナーが長年継続して開催され、内容も講演を主体としたものであり、新規の企業ニーズの把握が難しく、参加者への個別の働きかけが十分でない。間い合わせのあった参加者に対するフォローのみならず、参加者へのアンケート実施や継続的な連絡を通じた県及び市町村からのより能動的なアプローチが望まれる。

産業集積課は、山梨県地域産業活性化協議会の一員として、毎年10月に「企業立地セミナー」を開催している。このセミナーは、機械電子産業が集積する広域多摩地域(東京都、神奈川県、埼玉県)の企業を対象に山梨県への企業誘致を目的として実施されている。

セミナーでは、燃料電池や水素社会をテーマにした講演、共催事業として「多摩地域マッチングフェア」が開催されている。過去のセミナーのテーマは下記のとおりである。

図表II-5 (4) ① 企業立地セミナーのテーマ

| | ロードマップ」、「水素社会構築と新規参入のポイント」 | |
|--------------------------|----------------------------|----------|
| 138λ | 「市販直前の燃料電池自動車の開発状況と普及に向けた | 平成 26 年度 |
| | 「超電導リニアモーターカーとその関連技術の応用」 | |
| $152\ {\rm \curlywedge}$ | 「新成長産業への期待と中小企業のビジネスチャンス」 | 平成 25 年度 |
| 参加者数 | テーマ | 年度 |

(出典:産業集積課提供資料より作成)

このようにセミナー自体は継続的に開催されているものの、参加企業は、過去のセミナーにおいて山梨県への関心が確認されている企業などが含まれていることから、企業立地基本計画の集積業種に係るテーマを設定して講演会を開催するなど、参加企業の増加に工夫をしているが、山梨県への移転・進出を具体的に計画している企業を年々増加させることは難しく、セミナー参加者に対する感想・意見等を確認するアンケートは実

施されているものの、企業誘致に向けた働きかけは、特別に問い合わせのあった参加者への対応に留まっている。一般的に、特定の目的を持ってセミナーを実施する場合、セミナー参加者にアンケートを実施してニーズを引き出すことや、セミナー後の接触により当該目的に関して直接的にアプローチすることになるが、企業がその拠点を移すことは重要な決断であり、検討に時間を要すること、継続的な検討になることも少なくない。県が実施するセミナーも、講演による情報提供だけが目的ではなく、企業誘致を果たすことが本来の目的と考えられる。そのため、個々の企業と継続的に関係を維持し、企業の状況を出来る限りタイムリーに掴んでおくことが重要である。したがって、セミナーの開催を契機として、企業との関係を維持するとともに、移転の可能性を確認し、参加者へのアンケート調査等を通じたニーズの把握や継続的な連絡など企業誘致に向けた県及び市町村の能動的なアプローチが望まれる。

(5) 産学官連携促進事業における産学マッチングに関する取り組みの強化について

意 見 (111-5(5))

平成 26 年度の産学官連携促進事業における産学のマッチング実績は 8 件であり、企業訪問件数の 4%程度という低水準であった。そのため、成果指標である雇用創出の実績はゼロという結果であった。

マッチングにより直ちに雇用が創出されるとは限らないが、マッチング件数を増加させることによりその可能性を高めることはできる。従って、引き続きマッチング実績の増加に向けた取組みを強化することが望まれる。

産学官連携促進事業は、産学官の交流や共同開発を推進し、新事業・新産業の創出を図るため、企業及び大学・公設研究機関等に幅広いネットワークを有する人材(産学官図あため、企業及び大学・公設研究機関等に幅広いネットワークを有する人材(産学官連携コーディネーター)を登用し、県内中小企業と大学・公設研究機関等との的確なマッチングを実施するものである。県は、平成26年度から、やまなし産業支援機構に当該事業の業務を委託している。

平成 26 年度における活動指標及び成果指標の目標値・実績値は以下のとおりである

図表Ⅲ-5 (5) ① 産学官連携促進事業の目標と実績 (平成 26 年度)

| 目標値 |
|-----|
| |

(出典: 産学官連携促進事業の委託業務実績報告書より引用)

平成 26 年度のマッチング実績は8件であり、企業訪問件数の4%程度と低い水準と

なっている。マッチングにより直ちに雇用が創出されるとは限らないが、マッチング件 数を増加させることによりその可能性を高めることはできる。従って、引き続きマッチング実績の増加に向けた取組みを強化することが望まれる。

具体的な取組みとしては、例えば、多様な専門性やノウハウを有するコーディネーターが相互に協力しあえる体制の整備を推進し、よりマッチングの可能性が高いシーズ、即ち、中小企業が実用化可能なシーズに重点を置くなどの対応が考えられる。平成 26年度は、訪問件数に対するマッチング実績の割合は低い結果であったが、シーズの絞り込みは効率的な事業運営にも寄与するものと考える。

(6)ものづくり基盤技術支援事業における活動指標の設定とニーズに沿った支援体制の構築について

見 (Ⅲ-5 (6) ①)

ものづくり基盤技術支援事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るための活動内容及びその量について、活動指標として目標を設定し 実績と比較することで、事業の取組み状況及び成果指標との関係が明らかとなる。 例えば、企業計問问数など、事業として行う活動についての活動指標を設定すること

例えば、企業訪問回数など、事業として行う活動についての活動指標を設定することが望ましい。

意 見 (田-5 (6) ②)

平成 26 年度のものづくり基盤技術支援事業では、中小企業診断士 2 名を配置し企業訪問を行ったが、成果指標である処遇改善の実績はゼロであった。処遇改善は、賃金体系の改定を伴う場合が多いため、企業にとって対応は容易ではない。このような場合には、中小企業診断士よりも社会保険労務士の関与が適切な場合もある。

効果的に成果指標の目標値を達成するためには、複数分野の専門家を配置するなど、 県内企業のニーズに沿った支援がなされる体制を構築することが望まれる。

ものづくり基盤技術支援事業は、製造業の現場改善や試作開発に精通した専門家を設置し、中小・零細企業の生産性向上や現場改善の取り組みを支援するとともに、各種補助事業を活用した試作開発事業への取り組みをサポートし、事業拡大や利益の増加・従業員の処遇の改善を行うものである。

) ものづくり基盤技術支援事業に関する活動指標

産業集積課は、ものづくり基盤技術支援事業において、事業としてどれだけ活動した

かを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るために、どのような活動をどの程度行うかを計画し、実行した結果と比較することで、事業の取組み状況が明らかとなる。また、このような活動指標の達成状況と、そこからどれだけの成果があったかの関係も明らかとなる。

例えば、企業訪問回数など、事業として行う活動についての活動指標を設定することが望ましい。

② ものづくり基盤技術支援事業に関する成果指標

平成 26 年度は、以下の目標を掲げ、中小企業診断士 2 名を配置し、26 回の企業訪問を行ったが、いずれの成果指標の実績もゼロであった。

図表Ⅲ-5 (6) ① ものづくり基盤技術支援事業の成果指標の目標及び実績

| 成果指標 | 目標値 | 実績値 |
|-------|------|------|
| 処遇改善 | | - |
| 賃上げ | 3 か所 | 0 か所 |
| 正社員転換 | 死で 8 | 0 か所 |

(出典:産業集積課から提供された委託先選定時審査書類等の資料により作成)

中小企業診断士の派遣により、経営の診断や経営に関する助言等、経営改善に向けた取り組みをサポートすることができる。中小・零細企業にとっては、有意義な取組みであると考える。

しかしながら、成果指標である処遇改善は、賃金体系の改定を伴う場合が多いため、企業にとって対応は容易ではない。このような場合には、中小企業診断士よりも社会保険労務士の関与が適切な場合もある。

効果的に成果指標の目標値を達成するためには、複数分野の専門家を配置するなど、 県内企業のニーズに沿った支援がなされる体制を構築することが望まれる。

(7) 産業支援地域人づくり事業における活動指標の設定と取組みの強化について

意 見 (Ⅲ−5 (7) ①)

産業支援地域人づくり事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るための活動内容及びその量について、活動指標として目標を設定し 実績と比較することで、事業の取組み状況及び成果指標との関係が明らかとなる。

例えば、販路拡大・発注開拓事業においては訪問企業における資料配布回数や紹介依頼回数、高度技能者による OJT 研修事業においては専門家派遣回数など、事業として行う活動についての活動指標も設定することが望ましい。

意 見 (Ⅲ-5 (7) ②)

平成 26 年度の産業支援地域人づくり事業は、成果指標として企業の処遇改善に係る複数の目標を掲げて実施されたが、いずれの目標についても実績はゼロであった。企業のビジネスマッチングや専門家派遣が行われた後、効果の発現に時間を要する傾向にあることが一つの要因と考えられる。

効果の発現に時間を要する場合もあるが、ビジネスマッチングや専門家派遣を質的にも量的にも向上させることで、処遇改善の可能性を高めることはできる。従って、引き続き処遇改善の達成に向けた取組みを強化することが望まれる。

産業支援地域人づくり事業は、県内中小製造業者等の在職者の処遇改善を目的に実施され、販路拡大・発注開拓事業及び高度技能者による OJT 研修事業から構成される。各事業の概要は以下のとおりである。

取路拡大・発注開拓事業

県内の中小製造業者等における在職者の処遇の改善を図るため、東京多摩地域や、東海、中京地域の医療、航空機等の成長分野関連企業や大手メーカーを訪問し、発注情報や技術動向、ニーズ等の情報収集を行い、山梨県内企業とマッチングを実施することで受注量の拡大を図ることを目的とするものである。県は、平成 26 年度から、やまなし産業支援機構に当該事業の業務を委託している。

当該事業の平成 26 年度の実績は以下のとおりであり、販路開拓コーディネーター4名が企業を訪問し、県内中小製造業者等の PR のための資料配布のほか、発注情報や技術動向、ニーズ等の情報収集、県内中小製造業者等とのマッチングを行った。

図表Ⅲ-5 (7) ① 販路拡大・発注開拓事業の平成 26 年度の実績

| 32 社 | うち県内中小製造業者等への見積依頼 |
|-------|--------------------------|
| 184社 | うち県内中小製造業者等の紹介依頼 |
| 480 社 | うち県内中小製造業者等の PR のための資料配布 |
| 496 社 | 訪問企業 |
| 377 ⊟ | 業務日数 |

(出典:販路拡大・発注開拓事業の委託業務実績報告書より引用)

② 高度技能者による OJT 研修事業

県内中小製造業者等における在職者の処遇の改善を図るため、開発・設計技術、加工技術、生産・品質管理技術等に精通した専門家を企業に派遣し、現場で高度人材研修を実施することで、従業員の開発、生産、管理技術等の能力・生産性向上や生産コストの削減を図るものである。県は、平成26年度から、やまなし産業支援機構に当該事業の業務を委託している。

平成 26 年度の派遣実績は 10 社であった

③ 各事業の活動指標

産業集積課は、販路拡大・発注開拓事業及び高度技能者による OJT 研修事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るために、どのような活動をどの程度行うかを計画し、実行した結果と比較することで、事業の取組み状況が明らかとなる。また、このような活動指標の達成状況と、そこからどれだけの成果があったかの関係も明らかとなる。

例えば、販路拡大・発注開拓事業においては訪問企業における資料配布回数や紹介依頼回数、高度技能者による OJT 研修事業においては専門家派遣回数など、事業として行う活動についての活動指標も設定することが望ましい。

④ 各事業の成果指標

これらの事業は、成果指標として以下の処遇改善に係る目標を掲げて実施されたが、 平成 26 年度はいずれの成果指標の実績もゼロであった。

図表Ⅲ-5 (7)② 産業支援地域入づくり事業の成果指標の目標及び実績

| 0 | 4か所 | その他 |
|------|------|---------|
| 0 か所 | 4 か所 | 正社員転換 |
| 0 か所 | 4 か所 | 社員定着率向上 |
| 0 か所 | 6 か所 | 賃上げ |
| 実績値 | 目標値 | 成果指標 |

(出典:産業集積課から提供された委託先選定時審査書類等の資料により作成)

県内中小製造業者等とのマッチングや専門家派遣が行われた後、実際に製品開発から

販売につながり、これが企業の業績に反映された結果、処遇改善がなされることが想定される。実績が上がっていないのは、このように効果の発現に時間を要する傾向にあることが一つの要因であると考えられる。

ただし、短期的な効果の発現が期待できないとしても、県内中小製造業者等とのマッチングや専門家派遺を質的にも量的にも向上させることで、処遇改善の可能性を高めることはできる。従って、引き続き処遇改善の達成に向けた取組みを強化することが望まれる。

具体的な取組みとしては、例えば、多様な専門性やノウハウを有するコーディネーターが相互に協力しあえる体制の整備を推進し、よりマッチングの可能性が高い技術、即ち、県内企業が実用化可能な技術に重点を置くとともに、これと連携して高度技能者OJT 研修事業を実施するなどの対応が考えられる。技術の絞り込みは、効率的な事業運営にも寄与するものと考える。

(8) 産業集積促進助成金に関する事業用地確保の強化と評価指標の設定について

意 見 (III-5 (8) ①)

第2期山梨県企業立地基本計画においては、企業の工場立地等のニーズは極めて高いが、十分な用地が確保できないため進出を断念する既存企業があるとの課題が認識されている。

このように企業立地の潜在的需要があるのであれば、企業が求める事業用地の数や面積、立地条件等が、県が確保している用地で不足がないかどうかを十分に検討するとともに、用地を不足なく確保するための取組みを推進することが望ましい。

見 (Ⅲ-5 (8) ②)

闸

産業集積促進助成事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るための活動内容及びその量について、活動指標として目標を設定し 実績と比較することで、事業の取組み状況及び成果指標との関係が明らかとなる。 例えば、助成件数など、事業として行う活動についての活動指標も設定することが望ましい。

意 見 (Ⅲ-5 (8)③)

第 2 期山梨県企業立地基本計画等の具としての方針においては成果指標が設定されているものの、この計画の達成のために実施される個別事業の一つである産業集積促進助成事業に関しては、企業立地数などの成果指標が設定されていない。

個別事業に関する PDCA サイクルを積み上げることにより、当該基本計画等の実現

山梨

県

公

報号外

第二十八号

平成二十八年四月二十八日

が果たされるものと考える。

当該基本計画等における産業集積促進助成事業の位置付けや役割を明確にした上、当該事業としての具体的な成果指標を設定することが望ましい。

① 産業集積促進助成金の概要について

産業集積促進助成金は、県内において製造業等の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県経済の活性化に資することを目的としている。

平成 26 年度までの実績は以下のとおりである。平成 18 年度より毎年助成が行われているが、直近 5 か年度は年に 1~3 件程度の水準となっている。

図表Ⅲ-5 (8) ① 産業集積促進助成金の実績

| ₩ | 業種 | 年度 | 増加雇用 |
|------------------|-------------------|-------|-------|
| 綝 | | | 者数(人) |
| \triangleright | プラスチック製品製造 | 18 年度 | 36 |
| " | | 19 年度 | 49 |
| В | 発光ダイオード製造 | 18 年度 | 34 |
| a | 石鹸、化粧水製造 | 18 年度 | 41 |
| ┚ | 精密ネジ製造 | 18 年度 | 10 |
| Ħ | 精密機械加工部品製造 | 18 年度 | 15 |
| Ŧ | 烏龍茶、緑茶、スポーツドリンク製造 | 18 年度 | 10 |
| " | JI . | 25 年度 | 16 |
| G | フィルムデバイス製造 | 18 年度 | 31 |
| " | " | 19 年度 | 102 |
| H | 金属プレス加工、超精密金型製造 | 18 年度 | 18 |
| _ | 機械加工、製罐等 | 18 年度 | 13 |
| J | 食品製造業 | 18 年度 | 16 |
| × | アクリル精密板成型加工 | 19 年度 | 100 |
| L | 業務用食品加工販売 | 19 年度 | 22 |
| M | 半導体製造装置等の組立 | 19 年度 | 27 |
| Z | 半導体製造装置製造 | 19年度 | 11 |
| 0 | 味噌製造 | 20 年度 | 70 |
| P | プリント配線板製造 | 21 年度 | 25 |
| ව | 精密金属プレス、切削部品製造 | 21 年度 | 10 |

| 4,273,484 | 964 | | 合計 | |
|-----------|-------|-------|-----------------------|--------------|
| 143,178 | 11 | 26 年度 | 電子機器向けコネクタ・ソケット製造 | Ac |
| 207,611 | 31 | 25 年度 | 医薬品製剤製造 | Ab |
| 270,710 | 39 | 24 年度 | 乳製品製造、他に分類されない食品製造 | Aa |
| 55,501 | 13 | 24 年度 | 野菜作農業、野菜販売 | Z |
| 89,530 | 10 | 24 年度 | 金属加工機械製造 | Y |
| 51,308 | 10 | 23 年度 | 冷凍調理食品製造 | × |
| 53,939 | 23 | 23 年度 | 半導体・光ファイバー用化学材料の開発製造 | W |
| 33,851 | 19 | 22 年度 | X線解析装置、熱分析装置等の科学機器の製造 | V |
| 244,736 | 81 | 22 年度 | 食品製造業 | U |
| 186,696 | 23 | 21 年度 | リチウムイオンキャパシタの製造 | T |
| 300,000 | 22 | 21年度 | 工作機械製造 | \mathbf{x} |
| 206,206 | 26 | 21 年度 | 合成樹脂パレット製造 | R |
| (千円) | 者数(人) | | | 翭 |
| 助成金額 | 増加雇用 | 年度 | 業種 | 令 |
| | | | | |

(出典:産業集積課作成資料より引用)

② 企業立地に係る県の取組みについて

県が企業立地等のための事業用地として掲げる区域は以下のとおりである。

図表Ⅲ-5 (8)② 企業立地のための事業用地

| 1 | | 1 | 4 / 4 / 4 | | |
|-------|--------------|-------|-----------|------|----------|
| 対象事業用 | 所在地 | 売地面 | アクセス | 用途地域 | 開発指定 |
| 地の名称 | | 積(ha) | | | |
| 上ノ山・穂 | 崇 罪 省 | 2.5 | 中央自動車道 | なし | なし |
| 坂地区工業 | 市上ノ山 | | 韮崎 IC より約 | | |
| 四塔 | 3000番地他 | | 500m JR 韮 | | |
| | | | 崎駅より車で | | • |
| | | | 10分 | | |
| 八田御勅使 | 南アルプス | 1.8 | 中部横断自動 | なし | 非線引き都市計画 |
| 南工業団地 | 市大字六科 | | 車道 白根 IC | | 区域、農工法工業 |
| | 字野牛島 | | から約 5km | | 等導入地区 |

| 導入地区、企業立 | | 約 6.4km | | 石 169 ほか | |
|----------|------------|-----------------|-------|-------------------------|-------|
| 地、農工法工業等 | | 小淵沢 IC かの | | 町字下教来 | 揚適地 |
| 工場立地法工場適 | なし | 中央自動車道 | 7.7 | 北杜市白州 | 下数来石工 |
| 区域 | | | | | |
| 企業立地重点促進 | | • | · | | |
| 工業等導入地区、 | | | | | |
| 工場適地、農工法 | | のぎ 10km | | 原 1572 ほか | |
| 区城、工場立地法 | | 一宮御坂 IC か | | 正德寺字河 | 適地 |
| 非線引き都市計画 | なし | 中央自動車道 | 4.5 | 山梨市大字 | 正徳寺工場 |
| - | | | | 神 | |
| | | 2km | | 地新居字大 | |
| 峇 | 岩 쳃 | 昭和 IC から約 | -11- | 和町大字築 | 甚 |
| 工場立地法工場適 | 工業専用 | 中央自動車道 | 1.1 | 中巨摩郡昭 | 釜無工場適 |
| | | | | ほか | |
| 点促進区域 | - | 7km | | 字曲田 575-1 | |
| 地区、企業立地重 | | 勝沼 IC から約 | | 町大字倉科 | 甚 |
| 農工法工業等導入 | なし | 中央自動車道 | 0.7 | 山梨市牧丘 | 倉科農工団 |
| | | | | 629-2 l I D> | |
| 工場適地 | | $6 \mathrm{km}$ | | 中割字新田 | |
| 区域、工場立地法 | | 韮崎 IC から約 | | 町大字下条 | 適地 |
| 非線引き都市計画 | つね | 中央自動車道 | 3.2 | 韮崎市大草 | 御勅使工場 |
| 英 | | 約 5km | | 田 104-9 | |
| 業立地重点促進区 | 幣区域 | 甲府南 IC から | | 乙黒字五反 | スパーク |
| 旧頭脳立地法、企 | 市街化調 | 中央自動車道 | 0.8 | 中央市大字 | 山梨ビジネ |
| 立地重点促進区域 | | | | | |
| 等導入地区、企業 | | 7.8km | | 沢 527・1 /まか・ | |
| 区域、農工法工業 | | 韮崎 IC から約 | | 下今井字繫 | 国 |
| 非線引き都市計画 | なし | 中央自動車道 | 3.1 | 甲斐市大字 | 下今井農工 |
| | | | 積(ha) | | 地の名称 |
| 開発指定 | 用途地域 | アクセス | 売地面 | 所在地 | 対象事業用 |

| 対象事業用 | 所在地 | 売地面 | アクセス | 用途地域 | 開発指定 |
|-------|---------------|-------|-------------------|-------------|----------|
| 地の名称 | | 積(ha) | | | |
| あらや工場 | 富士吉田市 | 12.6 | 中央自動車道 | 工業専用 | 非線引き都市計画 |
| 適地 | 大字新屋字 | | 河口湖 IC から | 地域、国 | 区域、工場立地法 |
| | 中鍛冶屋作 | | 約 4km | 立公園 | 工場適地、農工法 |
| - | ילדו 1600-1 ו | | | - | 工業等導入地区、 |
| | | | | | 企業立地重点促進 |
| | | | • | | 区域 |
| 中初狩地区 | 大月市初狩 | 3.2 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 町中初符字 | | 大月 IC から約 | | 区域、重要電源開 |
| | 石代555-1ほ | | $4.5 \mathrm{km}$ | | 発地点 |
| | יל ל | | | | - |
| 岩殿地区 | 大月市販岡 | 0.8 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 町岩쪯字子 | | 大月 IC から約 | | 区域、非線引き都 |
| | 神森 104-1ほ | | 3km | | 市計画区域、重要 |
| | יל | | | - | 電源開発地点 |
| 中河原地区 | 南アルプス | 1.5 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 市上今諏訪 | | 甲府昭和 IC か | | 冈英 |
| | 中河原 850-1 | | ら湾 3km | | |
| 宮久保地区 | 北柱市小淵 | 1.5 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 沢町下滐沢 | | 小淵沢 IC から | | 冈英 |
| | 9584-1 (באל | | 約 3km | | |
| 上の原地区 | 北杜市高根 | 1.7 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 町村山北割 | | 長坂 IC から約 | | 冈英 |
| | 字上の原 | | $5.5 \mathrm{km}$ | | |
| | 1595-60 ほか | | | | |
| 石橋地区 | 笛吹市境川 | 0.3 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 町大坪 257 | | 甲府南 IC から | | 冈英 |
| | ほか | | 約 3km | | |
| 中野地区 | 南巨摩郡南 | 2.5 | 東名高速道路 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 部町中野字 | | 富士 IC から約 | | 冈英 |
| | 荒谷 2745 ほ | | 30km | | |
| | ינמ | | | | |

| 対象事業用 | 所在地 | 売地面 | アクセス | 用途地域 | 開発指定 |
|------------|--------------|-------|-----------|------|----------|
| 地の名称 | | 積(ha) | | | |
| 長塚地区 | 南都留郡西 | 0.9 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 桂町小沼字 | | 都留 IC から約 | ٠ | 冈英 |
| • | 長塚167・1ほ | | 6km | | |
| | יל | | | | |
| ジラゴンノ | 南都留郡鳴 | 13.6 | 中央自動車道 | 国立公園 | 企業立地重点促進 |
| 塔 冈 | 沢村ジラゴ | | 河口湖 IC から | - | 冈英 |
| | ンノ 8532-30 | | 約 7km | | |
| | ほか | | | | |
| 小菅地区 | 北都留郡小 | 0.2 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 曹村池之尻 | | 大月 IC から窓 | | 冈英 |
| | 川原 4366-2 | | 20km | | |
| 奥秋地区 | 北都留郡丹 | 0.4 | 中央自動車道 | なし | 企業立地重点促進 |
| | 波山村清水 | | 大月 IC から約 | | 冈娸 |
| | 1376 ほか | | 25km | | |
| | , | | , | | |

(出典:山梨県ホームページ「やまなし産業立地コミッション」より引用)

このように県全体では21区域、65ha 程度の事業用地が掲げられている。また、県の事業用地確保に向けた取組みとしては、平成25年4月に策定された第2期山梨県企業立地基本計画(以下「企業立地基本計画」という。)において、「企業立地重点促進区域には既存の工業団地及び工場の新規立地又は規模拡大が見込まれる地域を指定することとし、必要に応じて随時追加指定する。特に、既存の工業団地以外の地域においては、市町村と連携し、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画などとの整合性、自然・緑地・景観等の保全、地域の住民生活やインフラとの関連性を勘案し、工場用地として開発が可能な地域を割り出していく。また、県及び市町村の助成金や奨励金の優遇制度により、企業の県内への誘致及び県内再投資の促進を図る。」と示されている。

一方、企業立地基本計画においては、「本計画において集積を図ろうとする業種では、高い成長が期待できる企業が多く、新たな工場立地や設備投資、生産能力の拡張などのニーズは極めて高い。しかし、十分な用地が確保できないため進出を断念したり、敷地内での生産設備の増強ができずに需要増に対応できない既存企業があるのが現状である。」との課題も認識されている。

企業立地基本計画に示されるように企業立地の潜在的需要があるのであれば、事業用地数や面積、立地等、現状確保している事業用地で不足がないかどうかについては十分に検討を行う必要がある。

例えば、上述の事業用地のうち、高速道路 IC に隣接している区域 (5km 圏内) は11 区域、26ha 程度と全体の4割程度である。より利便性の高い地域に需要があるのであれば当該地域の整備に優先して取組むことが望ましいといえる。まずは、そのような企業ニーズを把握し、これに適合した事業用地を不足なく確保するための取組みを推進することが望ましい。

② 活動指標について

産業集積課は、産業集積促進助成事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るために、どのような活動をどの程度行うかを計画し、実行した結果と比較することで、事業の取組み状況が明らかとなる。また、このような活動指標の達成状況と、そこからどれだけの成果があったかの関係も明らかとなる。

例えば、助成件数など、事業として行う活動についての活動指標も設定することが望ましい。

③ 成果指標にしいれ

企業立地基本計画においては、産業集積や企業立地に関して以下のような成果指標が 設定されている。

図表Ⅲ-5(8)③ 企業立地基本計画における成果指標

| | | | 2. | | | 1 | | 1 |
|---------------|------------|------|----------------------|---------------------------|-----------------|--------------------|-----|---|
| 指定集積業種の新規雇用人数 | 製造品出荷額の増加額 | 立地件数 | ・企業立地(指定集積業種に属する事業者) | 付加価値額 | 集積区域における集積業種全体の | ・産業集積の形成及び産業集積の活性化 | 指標 | |
| 1,553 人 | 1,107億円 | 52 件 | 苦) | (現状 6,758 億円に対する伸び率 6.2%) | 7,180 億円 | | 目標値 | |

(出典:企業立地基本計画より引用)

また、平成 27 年 11 月に地域再生法に基づき内閣総理大臣に認定された山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画 (以下「地域再生計画」という。) においては、企業立地に関して以下のような成果指標が設定されている。

図表Ⅲ-5(8)④ 地域再生計画における成果指標

| 8 弁 | 東京 23 区以外からの本社機能の移転を伴うもの(拡充型) | |
|------|---------------------------------|--|
| | 県内企業の本社機能の拡充を伴うもの | |
| 1件 | 東京 23 区内から企業の本社機能の移転を伴うもの (移転型) | |
| 最大9件 | 企業の新規立地 | |
| 目標値 | 指標 | |

(出典:地域再生計画より引用)

産業集積促進助成事業としては、企業立地数といった成果指標が設定されていない。企業立地基本計画や地域再生計画といった県としての方針は、個別事業にブレークダウンし、具体的に実行することとなる。成果指標もまた、個別事業にブレークダウンすることにより、目標と実績の乖離があればその原因分析を行い、その分析結果に基づいて定期的に事業評価を行い、その評価結果を踏まえ事業見直しの是非を検討することが可能となる。このような個別事業における PDCA サイクルを積み上げることにより、県の方針として掲げた目標達成が実現できることとなる。

今後は、県の方針における産業集積促進助成事業の位置付けや役割を明確にした上、 当該事業としての具体的な成果指標を設定することが望ましい。

(9)企業誘致に関するメリットとデメリットの分析と企業誘致のロードマップの策定について

意 見 (111-5(9))

山梨県は、雇用の拡大、地域経済の活性化を図るため、新たな産業の創出とともに、企業誘致の推進にも取り組んでいる。しかし、海外のマーケットや安い人件費を求めて多くの企業は海外進出を指向している。また、企業誘致は短期で成果を出すことは難しいため、長期的な視野に立って事業を行わなければならないという特性もある。

そのような環境の下で企業誘致を成功させるためには、企業誘致という観点から、山梨県のメリットとデメリットを分析し、その結果に基づいて、長期的な視野に立った戦略あるいは方針(以下「企業誘致のロードマップ」という。)を策定のうえ、そのロードマップに基づいて事業を推進していくという長期的な取組みが期待される。

山梨県は、雇用の拡大、地域経済の活性化を図るため、新たな産業の創出とともに、産業集積課が中心となって、企業誘致の推進にも取り組んでいる。昨今では、人口の減少に伴う国内需要の長期的な低減が予想される中、海外のマーケットを求めて、より多

くの企業が海外に進出し、また、海外の安い人件費も企業にとっては魅力的であるため、企業誘致という観点からは強い逆風が吹いている。さらに、企業誘致は短期で成果を出すことは難しいため、長期的な視野に立って事業を行わなければならないという特性もある。

そのような環境において、山梨県への企業誘致を成功させるためには、企業誘致という観点から、山梨県のメリットとデメリットを分析し、その結果に基づいて、長期的な視野に立った戦略あるいは方針(以下「企業誘致のロードマップ」という。)を策定のうえ、そのロードマップに基づいて事業を推進していくという長期的な取組みが期待される。

山梨県のメリットとデメリットを分析するにあたっては、山梨県が他の都道府県等の競合先と比較してどのような立ち位置にあるのかを把握することが重要である。そこで特定されたメリットについては、それをどのように企業誘致施策に結び付けていくのかという点を検討することが適切である。また、特定されたデメリットについては、それをどのように改善していくのか、それに対してどのような制度的サポートを実施していくのかという点を検討することが適切である。これらを整理し、長期的な視野に立ってとりまとめ、その結果をロードマップとして整備することが施策の円滑な遂行に効果的である。

しかし、産業集債課にヒアリングしたところ、競合先とのメリットとデメリットを比較した資料や企業誘致のロードマップは作成されてないとのことであった。限られた予算を効率的かつ効果的に活用し、企業誘致という目標を達成するためには、こうした分析の実施、当該分析結果を踏まえたロードマップを策定、そのロードマップに基づいた事業推進という長期的な取組みを期待したい。

(10)産学官連携促進事業におけるマッチングのさらなる推進について

意 見 (10))

県は、雇用創出等を目的とした産学官連携促進事業に関し、やまなし産業支援機構を 委託先として平成26年度中206社の企業訪問を実施したが、産学官マッチングに至った件数は8件、雇用の創出に至った件数は0件であった。

山梨県内の経済発展を推進するため、引き続き、委託先であるやまなし産業支援機構と連携し、県内中小企業と大学・公設研究機関等に対し、より有用な情報を提供し、マッチング件数の拡大及び雇用の創出に尽力されたい。

産学官連携促進事業は、やまなし産業支援機構を委託先として平成26年度から実施されている、産学官の交流や共同開発の推進、新事業・新産業の創出、ひいては雇用の創出を目的として県内中小企業と大学・公設研究機関等とのマッチングを行う新たな事

業である。平成26年度中は、初年度ということもあり、主に県内中小企業や大学・公設研究機関等からの情報収集を中心に取り組み、平成27年度においては前年の情報収集中心の取組から、より実践的なマッチングを推進している。その結果、平成27年度9月時点の実績は以下の通りであり、産学官マッチング件数に改善の傾向がみられる。

図表Ⅲ-5(10)① 各年度の企業訪問件数及び産学官マッチング件数

| 1 2件 | 8件 | マッチング件数 |
|----------|----------|---------|
| 約180件 | 206件 | 企業訪問件数 |
| ~平成27年9月 | ~平成27年3月 | |
| 平成27年4月 | 平成26年8月 | 月更 |

(出典:産業集積課ヒアリング結果、及び「平成26年度事業報告書」より作成)

しかしながら、マッチング件数の増加はあるものの、雇用の創出には至っていない。当該事業は平成26年度から平成28年度までの3カ年と比較的長期の事業であり、累計で24名の雇用創出を成果指標として掲げている。現時点までの実績を見る限りではその目標達成のためには、さらなる取り組みの強化が必要と考える。

図表Ⅲ-5 (10)② 企業訪問件数及び雇用創出数の3カ年目標及び現在の実績

| 項目 | 3 为年合計 | 平成27年度9月時点 |
|--------|--------|---------------------------|
| | (目標値) | 実績累計 |
| 企業訪問件数 | 960件 | 約386件 |
| 創出雇用数 | 24人 | λ0 |
| 一一 一一 | | 国のノブラ そしたそな」 出財の 4 時本や米ガル |

(出典:産業集積課ヒアリング結果、及び産業政策課より提供「やまなしものづくり雇用創造プロジェクト 平成27年度事業計画一覧(案)」より作成)

事業の内容が、産学官連携の促進の一環として実施される中小企業と大学、研究機関等とのマッチングであり、当該マッチングにより中小企業の活性化を促し、雇用を創出するという取り組みであるため、その効果は短期的には顕在化しないと考えられる。しかし、山梨県内の経済発展の推進という目標のため、事業の成果目標達成に向けて、引き続き、委託先であるやまなし産業支援機構と成果の達成状況等に関する適時適切な情報共有・原因分析による実施方法の改善を行い、県内中小企業と大学・公設研究機関等に対し、より有用な情報を提供し、マッチング件数の拡大及び雇用の創出に尽力されたい。

(11)中小企業支援基盤整備事業費に関する成果指標の設定について

見(Ⅲ-5(11))

塆

中小企業支援基盤整備事業費に関して、事業の細事業区分ごとに事業の評価指標が設定されている。

しかしながら、設定されている評価指標はいずれも、業務の結果を表す活動指標であり、県が実施した産業振興活動の成果を表す成果指標ではない。効果的な事業評価を行うため、活動指標とともに成果指標も設定することが望まれる。

中小企業支援基盤整備事業費補助金は、中小企業が行う創業・経営革新、産学官・企業間連携、経営基盤等の強化、下請企業の活性化を図ることを目的として、その経費の一部又は全部を助成するものである。

当該事業は公益財団法人やまなし産業支援機構において実施されており、事業内容は下記の通りである。

図表Ⅲ-5 (11)① 中小企業支援基盤整備事業の事業内容

| 90,052,764 円 | 合計 |
|--------------|-------------|
| 51,956,807 円 | 支援体制整備事業 |
| 6,400,459 円 | 販路開拓支援事業 |
| 799,057 円 | 経営基盤等強化支援事業 |
| 18,223,676 円 | 創業・経営革新支援事業 |
| 7,825,221 円 | 企業情報整備・提供事業 |
| 4,847,544 円 | 総合相談体制整備事業 |
| 平成 26 年度補助額 | 事業内容 |
| | |

(出典:産業集積課より提供「平成 26 年度中小企業支援基盤整備事業費補助金に係る補助事業の実績報告書」より引用)

事業ごとの計画及び実績は下記の通りである。

図表Ⅲ-5 (11)② 補助事業実績書

| # | 争莱区分 | | |
|-----------|------------|----------------|-----------------|
| | 細事業区分 | 計画件数等 | 実施件数等 |
| }4 | 総合相談体制整備事業 | | |
| | | •年間相談件数:2,050件 | ·年間相談件数:3,560件 |
| | 総合相談事業 | (出張、オンライン、法律相 | (窓口相談 3,540 件(出 |
| | | | 張、法律含む)+オンライ |

| 細事業区分 | 計画件数等 | 実施件数等 |
|-------------------------------|--|--------------------|
| | | ン相談 20 件) |
| 取引適正化·苦情紛争処理 | 苦情紛争処理委員会開 | 未実施 |
| 委員会 | 催:1回 | |
| | ・下請アドバイザー:2名採 | 活動実績 358 社 |
| | 用 | |
| ト請げアドハイザー事業 | •勤務日数:360 日 | |
| - | ·訪問企業数:360 社 | |
| | ・中小企業経営診断セミナ | 中小企業経営診断セミナ |
| 支援担当者能力開発事業 | 一 7名受講 | 一 8名受講 |
| | ·機械研修 1名受講 | |
| 企業情報整備·提供事業 | And independent of the control of th | |
| +ポートタット&/1 | •機関誌発行:年12回 | ・4 月~3 月:12 回発行 |
| ソダー・イント光口 手米 | (各月 2,200 部) | |
| 7 N | ・調査、データ更新企業 | •DB:489 社更新 |
| 日来ノーン・ハーへ組囲事来 | 数:2,000 社 | |
| | ・システム運用保守 | ・システム運用保守 |
| 支援情報機器整備事業 | ・サーバーリース | ・サーバーリース |
| | ・光ファイバー、ネット接続 | ・光ファイバー、ネット接続 |
| 电过 | •景況調查分析、公表:年 | •景況調査分析、公表:年 |
| 泉心啊里刀如 尹未 | 12 回 | 12 回 |
| | ·取引振興支援担当者会 | •取引振興支援担当者会 |
| | 議:1回 | 議:1回 |
| 来事场// 党 界 平間 新 空 中 | •新事業支援担当者会議: | •指導員等苦情連絡会議: |
| 义 该 微 阅 | 1 = | 1 回 |
| | •指導員等苦情連絡会議: | •新事業支援担当者会議: |
| | 1 🗉 | 1 回 |
| 創業•経営革新支援事業 | | |
| 起業家養成セミナー開催事 | • 半日×4 回開催 | ・全4回 延べ87名 |
| 綝 | ·定員 30 名 | |
| | •IM活動実績:10 日 | ・IM活動実績:10 日 |
| インキュベータ事業 | •選考会:3回 | •選考会:2回 |
| | | 3 社入居決定 |
| | 90 * L | * No 株 多 人 的 唯 為 . |

| 細事業区分 | 計画件数等 | 実施件数等 |
|---------------|---------------|------------------------|
| | ・経営品質セミナー:4回 | •6/18,6/25,7/9,7/16 開催 |
| | ・アドバイザー活動実績: | (15 社 20 名) |
| 中小企業経営革新促進事業 | 21 日 | ・アドバイザー活動実績: |
| | | 12 日 |
| | | ·訪問指導企業:9社 |
| 4 経営基盤等強化支援事業 | | |
| | ・3コース開催 | ・3 コース開催 |
| | 切削加工コース(5回) | 金属の基礎コース受講者: |
| 経営・生産技術夜間ゼミナー | 電気・電子コース(5 回) | 12名 |
| ル開催事業 | 経営コース(5回) | 電子回路設計コース受講 |
| | ·定員各 20 名 | 者:21名 |
| | | 経営コース受講者:11名 |
| | •2 回開催 | •12/9 合同交流会 |
| 研修会·講習会開催事業 | •参加者数:200名 | 会場:ベルクラシック甲府 |
| | | 参加者:65名 |
| 5 販路開拓支援事業 | - | |
| | ①発注企業開拓・誘致(首 | ①発注企業開拓•誘致: |
| | 都圈) | 1 社訪問 |
| | 訪問社数30社程度 | |
| | ②山梨ビジネスマッチング | ②山梨ビジネスマッチング |
| | 2014(山梨) | 2014(11/13) |
| | 参加 100 社以上 | 発注企業 17 社(32 名) |
| | 商談 250 件以上 | 受注企業 68 社(89 名) |
| | | 商談件数 235件 |
| 取引拡大商談会·工場見学 | ③工場見学会·<二商談会 | ③工場見学会·ミニ商談会 |
| ¥⊳ | (県外) | (6/11) |
| | 参加 30 名以上 | 参加企業数:35 社(63 名) |
| | | 商談(名刺交換)件数: |
| | | 304件 |
| | ④小規模企業商談会(山 | ④小規模企業商談会 |
| - | **) | (3/18) |
| | 発注企業 10 社 | 発注企業 21 社(40 名) |
| | 受注企業 50 社 | 受注企業 40 社(43 名) |
| | | 西 松本 930 年 |

| 細事業区分 | 計画件数等 | 実施件数等 |
|-----------------------|------------------|---------------|
| | ⑤技術カアピール商談会 | ⑤技術力アピール商談会 |
| | (海) | (2/13) |
| | 発注企業 10 社 | 発注企業6社 |
| | 受注企業 50 社 | 受注企業6社 |
| | | 商談件数 12 件 |
| | ・国内展示会への出展助 | ・出展助成: 15 社 |
| 総 | 成(15社) | |
| 多摩地区マッチングフェア開 | ・マッチングフェアの開催 | ・10/21 開催 |
| 催事業 | | 参加者:162名(15社) |
| 支援体制整備事業 | | |
| | ・総務課2名 | ・総務課1名 |
| | ·経営支援課 4名 | •中小企業振興部1名 |
| 计应该推荐 11 / 中海 14 年 | ·新事業創造課1名 | ·経営支援課2名 |
| 义 按 繁 年 英 貝 人 汁 貞 佃 岁 | ·新市場開拓課 1名 | ·新事業創造課 2名 |
| | 計8名従事 | ·新市場開拓課2名 |
| | | 計8名従事 |
| 支援機構運営管理費 | ・支援機構の運営管理に要する経費 | する経費 |

(出典:成長産業創造課より提供「平成 26 年度中小企業支援基盤整備事業費補助金に 係る補助事業の実績報告書」より引用)

上記の通り評価指標として活動指標が設定され、実績との対比が行われている。

しかしながら、設定されている評価指標はいずれも、当該事業費により行われる業務の結果を表す活動指標の一つに過ぎず、最終的に県が実施した産業振興活動の成果を表すものではない。効果的な事業評価を行うため、活動指標とともに事業の成果をより適切に表す成果指標も設定することを検討することが望まれる。

なお、成果指標としては、例えば、創業・経営革新支援事業であれば創業数、販路開 拓支援事業であれば商談成立数などが考えられる。

6. 山梨県工業技術センター

(1) センターの概要

山梨県工業技術センターは、県内中小企業が抱える技術的課題の解決や新技術・新製品開発等の支援を通じて、競争力のある中小企業の育成・集積を促し、地域産業の振興・発展に寄与することを目的として設置された機関である。

(2) センターの主な業務

センターの主な業務、業務実績、予算決算の状況は、以下の通りである。

① 主な業務

山梨県工業技術センターは、基本方針を「信頼される工業技術センター」として、「現場重視」、「スピーディな対応」、「産学官連携研究の推進」、「支援団体との連携の推進」という4つの行動指針のもと、『技術支援』、『研究開発』、『人材育成』、『情報提供』の4本柱で業務を推進している。各業務の詳細は下の表の通りである。

図表Ⅲ-6(2)① 山梨県工業技術センターの主な業務

| 区水田 10 14 | (V) | プロ米米山米1X的でクシージ用は米25 |
|--------------|-----|-------------------------|
| 業務 | | 1 計細 |
| | • | 巡回技術支援業務 |
| | • | 技術相談・依頼試験・設備利用 |
| | • | 県内中小企業重点支援 |
| | • | 地域オープンイノベーション事業 |
| | • | 地域人づくり事業 |
| 中 流 中 | • | やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト事業 |
| 汉 削入叛 | • | 成長分野連携参入支援事業 |
| | • | 中小企業の海外展開支援事業 |
| | • | 技術研究会 |
| | • | 地場産品プロデュース事業 |
| | • | 放射線測定の継続対応 |
| | • | 産学官連携研究の促進 |
| 研究開発 | • | やまなし地域産学官共同研究拠点の運営 |
| | • | 特許取得と有効活用促進 |

| 情報提供 | 人材育成 | | 業務 |
|--|---|---|----|
| 1 12 12 12 12 | | Tuti | |
| 研究成果発表会および研究報告の発行やまなし産学官連携研究交流事業での研究成果発表および山梨デクノICTメッセ等の展示会への出展年報、センターニュースおよびデザイン情報紙の発行センター利用の手引きおよびメールマガジンの発行 | 技術講習会・研修会 出前技術講座 ものづくり人材育成研修 やまなしモノづくりデザイン塾 技術者研修 インターンシップ研修 夏休み親子ものづくり体験・見学会 | 課題対応受託研究 コーディネートの推進 研究成果の普及啓発および情報発信の促進 競争的研究資金の活用支援 | 詳細 |

② 業務実績

図表Ⅲ-6(2)② 業務実績

| | ហ | 72 | 0 | 37 | 0 | 0 | 件 | 試験成績証明書交付 |
|--------|-------|-------------|--------|----------|----------------|-------------|------------|--------------|
| | 110 | 500 | 0, 210 | 0, 200 | 1, 501 | V | 7 | 双洲汉川 |
| 14, 68 | S 1 1 | л 2 2 | 2 272 | \$ 3.5\$ | 1 057 | > | <i>b</i> + | 超海油田 |
| 2, 333 | 0 | 0 | 0 | 214 | 2, 119 | 0 | 件 | 依頼加工 |
| 5, 382 | 364 | 195 | 851 | 2, 491 | 1, 481 | 0 | 件 | 依賴試験 |
| | - | | 2 | ឋា | చ | 0 | 企業数 | 県内中小企業重点支援事業 |
| 3, 607 | 134 | 197 | 1,001 | 1, 161 | 1, 067 | 47 | 华 | 技術相談 |
| 1, 481 | 61 | 177 | 208 | 545 | 313 | 177 | 企業数 | 巡回技術支援 |
| | | , | | | | | | 技術支援 |
| | 1 | 部 | 部 | 術部 | TX MI | 和以口口 | | |
| ≖ | センタ | ン技術 | 術開発 | | 中級中 | | | |
| | ワイン | アザイ ワイン | 高度技 | ・七事 | A ¥ | > H m | | |
| | | | | | | | | |

| 一種 | 情報 | ~ × | | | ‡¢ | 7 | | 通 | 4 | ^ | * | ⊒ŀ | | F | F | | 鎌 | 強 | 架 | 枡 | 試験 | K | 14 | 座 | 3 | Ы | 础 | 始 | 继 | <u> </u> | | | |
|---------|------|----------------------|-----------------|----------|----------|---------|----|------------|-------------|---------|---------|--------|---------|---------|-----------|-----------|------|-------|----------|-------|------|----------|-------|---------|-----------|-----|--------|------|-----------|----------|--------|-----|----------|
| 研究成果発表会 | 情報提供 | 文字が 10000 くり体験見学会 | 夏休み類子ものづ | インターンシップ | 技術者研修 | 第四人,当家人 | 以 | 雇用創造プロジェクト | やまなしものづくり産業 | くりデザイン塾 | やまなしモノづ | 育成研修 | ものづくり人材 | 山町1文物研光 | 1 非主杀共日 | 人材育成 | 業績発表 | 産業財産権 | 課題対応受託研究 | 研究テーマ | 試験研究 | 客員研究員指導 | ュース事業 | 地場産品プロデ | 到为古·20×1x | が 一 | 設備利用研修 | 器研修会 | 新規導入設備機 | 用从外线里们用 | 日子子母柒件 | | |
| 参加者数 | | 参加者数 | | > | 参加者数 | 参加者数 | 講座 | 参加者数 | 講座 | 参加者数 | 承鱓 | 参加者数 | 講座 | 参加者数 | 率 | | 年 | 件 | テーマ数 | テーマ数 | | 田 | 参加者数 | 回 | 参加者数 | 回 | 参加人数 | 参加者数 | 回 | \ | 件 | | |
| 88 | | 51 | | 0 | 0 | 146 | ហ | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 6 | 0 | 0 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 報部 | 企画情 |
| | | | | | 2 | 198 | 6 | | | | | 38 | ယ | 146 | 6 | | 10 | 0 | 3 | 6 | | 24 | 0 | 0 | 159 | 4 | 14 | 22 | 2 | 729 | 415 | 技術部 | 生活 |
| | | | | ω | 0 | 363 | 8 | | | | | 112 | 8 | 106 | 7 | | 6 | 1 | 2 | 11 | | 24 | 0 | 0 | 89 | 7 | 36 | 25 | 4 | | | 術部 | |
| | | | | 0 | 0 | 39 | 2 | 72 | 4 | | | 106 | 6 | 12 | 1 | | ಬ | 0 | 1 | 5 | | 24 | 0 | 0 | 60 | 5 | 103 | 17 | i | | | 喪 | 術開発 |
| | | | | 1 | 4 | 113 | ហ | 229 | 6 | 178 | 15 | 17 | 1 | 26 | 3 | | 2 | 1 | 0 | 1 | | | 11 | 2 | 27 | 2 | 9 | 10 | 1 | | | 兴 | ン技術 |
| | | | | 0 | 5 | 338 | 6 | | | | | 0 | 0 | 216 | 3 | | 9 | 0 | 2 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 26 | - | | | 1 | をンタ |
| 88 | | 51 | | 5 | 11 | 1, 197 | 32 | 301 | 10 | 178 | 15 | 273 | 18 | 506 | 20 | | 36 | 2 | 8 | 27 | | 72 | 11 | 2 | 335 | 18 | 181 | 100 | 9 | 729 | 415 | | <u> </u> |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | > H | Ŧ | ・十選 | 制度技 | アサイ リンイン | ジイン | |
|-----------|-----------|--------|-----|-----|-----|----------|-----|---|
| | | 2 世紀 | 生活 | 材料技 | 術開発 | ソ技術 | をベネ | |
| | | 報即 | 技術型 | 術部 | 部 | 部 | 1 | ŀ |
| 出展 | 回 | 2 | | | | | | |
| センターニュース、 | I | > | | | | ò | | |
| デザイン情報誌発行 | ▣ | c | | | | o | | |
| メールマガジン発信 | 回 | 42 | | | | | | |
| 見学者 | \forall | 107 | 60 | | | | 45 | |
| 技術交流 | | | | | | | | |
| 講師派遣 | 件 | | | | | | | |
| 報道関係 | | | | | | | | |
| テレビ等 | 件 | | | | | | | |
| 新聞等 | 华 | | | | | | | |

(出典: |平成 26 年度年報] より抜粋)

③ 予算決算

図表Ⅲ-6(2)③ 予算情報と決算情報

| To the same of | | Contract the second sec |
|----------------|---------|--|
| 1, 401 | 1,023 | ・やまなしモノづくりデザイン塾事業 |
| 1 461 | 1 690 | 産業デザイン振興事業費 |
| | | (消耗品、原材料、印本、修繕費等) |
| 8, 403 | 8, 754 | ・ワイン製造に係る経費 |
| | | ワインセンター費 |
| | | 利用促進事業 |
| | | ·技術情報構築支援事業 |
| 11, 101 | 01, 014 | ・講習会等の開催に係る経費(講師謝金、旅費等) |
| 7/ /8/ | 81 914 | (備品、消耗品、委託費、原材料費、旅費、負担金) |
| | | 研究事業関連経費 |
| | | 研究指導費(主な経費) |
| | | · 外部評価委員会 (委員謝金、旅費) |
| 100,000 | 100,001 | · 依賴試驗関連経費 (消耗品費、修繕費等) |
| 136 569 | 103 351 | ・運営協議会(委員謝金、旅費、その他) |
| | | 所運営費 (主な経費) |
| (単位:千円) | (単位:千円) | 四分(八十寅名]茶~) |
| 決算額 | 予算額 | 区分(4件集や除く) |
| | | |

| | 1- 70 1- 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1 | |
|----------------|--|---|
| 309, 391 | 352, 438 | 計 |
| 13, 564 | 8, 518 | 総合理工学研究機構費 |
| 267 | 557 | 地場産業市場獲得支援事業費 ・地場産品プロデュース事業 |
| 68, 924 | 51,079 | |
| 4, 234 | 4, 257 | 高度研究開発促進事業費 基盤的技術産業集積活件化推進事業費 (主な経費) |
| 366 | 1, 729 | 職員職務発明特許出願費 |
| 1, 126 | 1, 350 | デザインセンター費 (主な経費) ・デザイン情報調査提供事業 |
| 決算額 (単位:千円) | 予算額 (単位:千円) | 区分(人件費を除く) |
| | | |

(出典:「平成 26 年度年報」、「平成 25 年度年報」より抜粋)

(3) インキュベーションルームの運用への積極的な関与について

見 (Ⅲ-6(3))

対して、随時所員が対応している。 が運営しており、入居審査や経営支援は支援機構が実施している。技術センターでは、 センター所長が「山梨県起業化支援センター入居企業審査委員会」の審査委員となり、 蚅 入居審査の段階からインベキュータ事業に関与し日頃から入居者からの技術的相談に ベーションルームは、公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「支援機構」とする。) 山梨県工業技術センター(以下「技術センター」とする。)内に設置されたインキュ

的に開発・育成に関与することが望ましい。また、技術センターに常駐する技術センタ 入居者への支援の充実を図ることが望ましい。 支援機構と綿密に連携することで、技術面・経営面の支援を総合的かつ適時に提供し、 チャー企業の育成の観点から成果を上げるには不十分であり、技術センターがより積極 一所員が、日常的に経営面の支援を担当するインキュベーションマネージャーを擁する しかし、技術センター所員による随時での相談対応では、新規事業開発や技術系ベン

キュベーションルームは、創業予定者や創業間もない企業の立ち上がりから成長段階ま 接機構」とする。)がインベキュータ事業として運営しており、入居審査や経営支援は れている。インキュベーションルームは、公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「支 での総合的な支援を実施するための施設であり、当該施設には各種の支援体制が整備さ 山梨県工業技術センター (以下「技術センター」とする。) 内に設置されているイン

支援機構が実施している。

創業初期段階の経営課題に対する指導・助言を行っている。 行っている。また、中小企業診断士をインキュベーションマネージャーとして配置し、 対して、インキュベーションルーム (8 室) の提供と専門家による指導・助言の提供を 整備を目的とした事業である。具体的には、創業予定者や創業後間もない小規模企業に 支援機構が実施するインベキュータ事業は、創業や新事業創出を支援するための環境

図表Ⅲ-6 (3) ① インキュベーションアーム







一内インキュベーションルーム写真) (出典:公益財団法人やまなし産業支援機構 HP より抜粋した、山梨県工業技術センタ

インキュベーションルームの入居者数、インキュベーションマネージャーの指導実績は以下の通りである。

図表Ⅲ-6(3)②インキュベーションルーム入居者数

| 4社 | 8社 | 8社 | 7 社 | 5 社 | 入居者数 |
|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| H26 年度 | H25 年度 | H24 年度 | H23 年度 | H22 年度 | 年度 |

(出典:公益財団法人やまなし産業支援機構 HP「平成 26 年度事業報告書・決算報告書」より抜粋)

図表Ⅱ-6 (3) ③インキュベーションマネージャーによる指導

| 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指導実績 | 6回 | 5 回 | 10 回 | 6 囯 | 10 囯 |

(出典:公益財団法人やまなし産業支援機構 HP「平成 26 年度事業報告書・決算報告書」より抜粋)

このような支援機構の支援に加えて、技術センターもインキュベーションルーム入居者に対する支援を行っている。例えば、技術センター所長が「山梨県起業化支援センター入居企業審査委員会」の審査委員となっており、入居審査の段階からインベキュータ事業に関与している。また、日頃から入居者からの技術的相談に対して、随時所員が対応しており、技術センターでは、入居者の希望に合致する技術支援や機器の提供が可能であれば、技術センター研究員による技術支援や技術センターの機器の提供(有料)を実施することとしている。

しかし、技術センター所員による随時での相談対応では、新規事業開発や技術系ベンチャー企業の育成の観点から成果を上げるには不十分であり、技術センターがより積極的に開発・育成に関与することが望ましい。

ビジネス・インキュベーターは、「最もぜい弱な創業期の企業家的な企業が生き残り、成長することを支援し、事業化を促進するため、経営サポートやサービス、必要な施設や設備を提供する」(International Business Incubation Association による定義)ものであり、施設の提供のみならず経営面のサポートが必須である。経営サポートを担うインキュベーションマネージャーは、インキュベーターに常駐することが一般的であり、入居企業との定期的な面談による事業の進捗把握や経営課題の把握のほか、必要に応じて外部の支援機関や金融機関の紹介、事業提携先の紹介などを行う。

特に創業期、事業化期の研究開発型企業にとって、技術面の課題解消と経営面の課題解消は重要な問題であり、また、両者は密接に関連している。支援機構では、中小企業診断士の資格を有するインキュベーションマネージャーによる経営面での指導は可能

ではあるが、技術面での指導が可能な人材は確保していない。そのため、インキュベーションルームの利用による技術系ベンチャー企業の育成は、十分には機能していない状況である。同時に、常に経営面の状況を確認し、研究開発の進捗状況や営業活動の実施状況等を把握し、必要な支援をタイムリーに実施するためには、技術センター所員が積極的に支援に関与し、支援機構と綿密な連携を図ることが望ましい。

Ш

7. 山梨県富士工業技術センター

(1) センターの概要

山梨県富士工業技術センターは、地域中小企業が抱える技術的課題の解決や新製品の開発等を支援することで、地域産業の競争力強化や新産業の創出を促し、地域経済の発展に寄与することを目的として設置された機関である。

(2) センターの主な業務

① 主な業務

山梨県富士工業技術センターは、基本方針を「地域に根ざした技術と創造の振興拠点」として、「スピード化」、「高付加価値化」、「現場重視」、という3つの行動指針のもと、『技術支援』、『研究開発』、『人材育成』、『情報提供』の行動計画4本柱で業務を行っている。各業務の詳細は下の表の通りである。

図表皿―7(2)① 山梨県富士工業技術センターの主な業務

| *** | 1 | | - |
|-------------------------------------|---|--|--------------|
| 人材育成 | 研究開発 | 技術支援 | 業務 |
| ・ものづくり人材育成研修 ・技術講習会 ・人材受け入れ研修 | ・課題対応受託研究 ・産学官連携研究の促進 ・研究開発成果の産業財産権取得及び利用促進 | ・技術相談 ・設備機器の利用促進 ・巡回技術支援 ・新たな事業展開等の支援 ・地域オープンイノベーション促進事業 ・海外展開支援 ・地場産品プロデュース事業の推進 ・研究団体支援 | 詳細 |

| ・甲斐網、ユージアムホームページによる情報発信・プログージというでは、アンジュニャーファスにおない | ・ブログ「シケンジョテキ」による情報発信 |
|---|----------------------|

② 業務実績

図表Ⅲ—7 (2) ②-1-1 業務実績(技術支援)

| 89 件 | | 68 件 | 21 件 | 試作加工 |
|--------|-------|---------|--------|------------------|
| 1,731件 | | 315件 | 1,416件 | 依賴試験 |
| 1,840件 | | 1,689 件 | 151件 | 設備利用 |
| 770件 | 9 件 | 426件 | 335件 | 巡回技術支援 |
| 1,700件 | 38 件 | 838 件 | 824 件 | 技術相談(電話・Eメール・来所) |
| 合計 | 企画情報科 | 機械電子部 | 繊維部 | |

図表Ⅲ―7 (2)②-1-2 業務実績(地場産品プロデュース事業)

| 81名 | 交流・マッチングプログラム (3回実施) |
|------|---------------------------------|
| 141名 | 若手後継者への勉強会 (7 回実施) |
| 77 社 | ブランドカ向上サポートプロジェクト(個別相談支援・合同勉強会) |
| 参加者数 | |

図表Ⅲ一7 (2) ②一2 業務実績(研究開発)

| | 件数 |
|----------|-----|
| 課題対応受託研究 | 5件 |
| 競争的資金研究 | 2件 |
| 研究成果発表会 | 2 回 |
| 学会発表 | 2回 |
| その他口頭発表 | 2回 |
| 専門誌掲載 | 2回 |

図表田一7 (2) ② - 3業務実績 (人材育成)

| | 参加者数 |
|---------------------|------|
| 技術者研修 | 9名 |
| 保有設備等利用研修 | 114名 |
| 講演会・講習会(6 回実施) | 136名 |
| ものづくり人材育成研修(8回実施) | 93名 |
| 高校生を対象とした研修 (4 回実施) | 60名 |

図表田-7 (2) ②-4 業務実績(情報提供)

| 59 囯 | ブログ「シケンジョテキ」発信 |
|------|----------------|
| 31 回 | メールマガジン発信 |
| 発信回数 | |

ω 予算決算

図表皿-7 (2) ③ 予算情報と決算情報

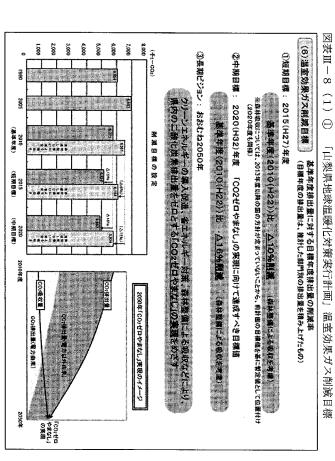
| 68,260 | 72,429 | 合計 | |
|--------|--------|-------------------------|----------|
| 338 | 623 | 富士工業技術センター研究指導費(競争的資金枠) | |
| 5,191 | 5,297 | 富士工業技術センター研究指導費(重点枠) | |
| 39,082 | 40,741 | 富士工業技術センター研究指導費(一般枠) | H R |
| 945 | 956 | (単経) 研究指導費 | 一 |
| 5,145 | 5,478 | 富士工業技術センター運営費 | |
| 11,386 | 12,594 | (単経) 所運営費 | |
| 230 | 304 | 職員職務発明特許出願費 | 中小企業指導費 |
| 769 | 815 | 地場産品プロデュース事業費 | |
| 283 | 486 | ものづくり人材育成研修事業費 | |
| 546 | 623 | 試験研究費 | 商工総務費 |
| 1,289 | 1,449 | 客員研究員設置費 | |
| 1,255 | 1,255 | 職員給与費等 | |
| 1,752 | 1,752 | 小新首·維持修繕費 | 財産管理費 |
| 42 | 55 | 被服貸与費 | 人事管理費 |
| (千円) | (千円) | 半 治 | 77 |
| 決算額 | 予算額 | 本 柴 夕 | <u>#</u> |

8. エネルギー局エネルギー政策課

(1) 業務の概要

表「 $\mathbf{m}-8$ (1) \mathbb{O} 」参照)に基づく温室効果ガスの排出抑制等に係る種々の事業を行 o ないる。 ネルギーの導入促進や省エネルギー対策の推進、「山梨県地球温暖化対策実行計画」(図 エネルギー局エネルギー政策課は、「エネルギーの地産地消」を目指し、クリーンエ

与している。 が含まれ、ソーラーパネル・電気自動車の流通・導入促進をもって地域の産業振興に寄 当該事業には、再生可能エネルギーの導入推進や電気自動車の充電インフラ整備など



の概要」より抜粋) (出典:エネルギー局エネルギー政策課 HP「山梨県地球温暖化対策実行計画

(2) エネルギー局エネルギー政策課の主な事業

エネルギー局エネルギー政策課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-8(2)① エネルギー政策課の主な事業

| | | | | # 1 | 本 类 々 |
|--------------------------------|---------------|-----|------------------------|--------|------------|
| | | | | (千円) | 予算額 |
| | | | | (千円) | 執行額 |
| (実績) ・補助件数 76 件 6,010,000 円 | ③補助予定件数 約630件 | · 田 | ②補助金額 補助対象経費を上限とし、定額8万 | K Se | 营 用 |

9. 観光部観光企画・ブランド推進課

(1)業務の概要

観光企画・ブランド推進課は、企画・おもてなし推進担当、やまなしブランド推進担当及び総務経理担当からなっている。

このうち、企画・おもてなし推進担当は、おもてなしの推進、やまなし観光推進計画の推進、観光客動態調査、地場産業振興センターの運営支援等を主な業務としている。やまなしブランド推進担当は、やまなしブランドの推進、やまなしブランド推進プロジェクトチームの運営、広報 PR キャンペーンの実施、やまなしサポーターズ倶楽部の運営等を主な業務としている。

(2) 観光企画・ブランド推進課の主な事業

観光企画・ブランド推進課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-9 (2) ① 観光企画・ブランド推進課の主な事業

| やまなし 観光物産 情報発信 | ト・カー 人 本 来 を 上 水 子 上 子 子 上 光 子 一 八 川 部 東 別 川 川 川 田 開 | 事業名 |
|---|---|-------------|
| 30,801 | 7,815 | 予算額 (千円) |
| 30,253 | 7,673 | 執行額 (千円) |
| ■目的 「富士の国やまなし館」で観光、物産の PR 活動を行い、観光客の一層の誘致とやまなしブランドの浸透を | ■目的 山梨県のイメージアップを図るため、山梨県ゆかりの方からなる「やまなし大使」をメンバーとするサポーターズ倶楽部の運営 ■実施内容 知事のトップセールス、交流会の開催、大使への情報提供 ■主な実施状況(平成 26 年度) やまなしサポーターズ倶楽部・交流会の開催:年1回中製県産ワインや食材でのおもてなしと、地域特産品等の試食や PR の実施情報誌「ザやまなし」、観光部発行のイベントガイド、ふるさと納税に関する資料の送付:年12回 | 英烟 |

| やまなり のワイイン 機型 と 機型 と と 機 を を を を を を を を を を を を を の り と り と り と り と り と り と り と り と り と り | 操 | 事業名 |
|---|--|------------|
| 14,780 | | 予算額 (千円) |
| 14,779 | | 執行額 (千円) |
| ■目的 県産品のブランド力向上と販路拡大を図るため、山梨県の農畜産物や加工品の魅力の首都圏への発信 東施内容 電土の国やまなし館レストラン「Y-wine (わいわい)」で、山梨県産ワイン、食材を使った料理を提供することで、優れた食の魅力の発信 電土の国やまなし館レストラン「Y-wine」委託先(公社)やまなし観光推進機構 電土の国やまなし観火エルラン「Y-wine」事業実績(平成 26 年度) ・年間来客数:33,546 人 | 図る ■実施内容 ■実施内容 「富士の国やまなし館」において、山梨県の旬の観光情報や優れた県産品の展示販売等の総合情報発信の実施 ■「富士の国やまなし館」委託先 (公社)やまなし観光推進機構 ■「富士の国やまなし観光推進機構 ・「富士の国やまなし観光推進機構 ・「常士の国やまなし館」事業実績(平成 26 年度) ・パンフレット配布件数:119,460 件 ・観光案内件数:1,375 件 ・ 観光情報発信状況 ・ 雑誌掲載件数:419 件 ・ 雑誌掲載件数:77 件 ・ TV、ラジオ放送件数:77 件 ・ TV、ラジオ放送件数:77 件 ・ TV、ラジオ放送件数:77 件 ・ 理者数、県産品売上額 ・ 年間来館者数:578,844 人 ・ 年間売上合計:107,789 千円 | 范 烟 |

| j | Ţ |
|---|----|
| 1 | ١. |
| 1 | 1 |

| 15,552 15,552 15,552 □ 数 □ 数 □ □ 数 ♀ □ □ 数 ♀ □ □ 数 ♀ □ □ 数 ♀ □ □ 数 ♀ □ □ 数 ♀ ♀ ♀ ♀ | 事業名 | 予算額 (千円) | 執行額 (千円) | 齊 颬 |
|--|----------|-------------|----------|--------------------------|
| 連続テレビ小説「花子とアン」の放映終了後の常 を | | : | 2 | ■目的 |
| と | | | | 「花子とアン」 |
| ■ 5,673 5,394 当崎市が民俗資料館敷地内にロケセットを移設。 費に対し助成を実施 ■ 日的 ■ 民俗資料館入館者数 (平成 26 年度) 18,360 人 ■ 目的 ・ たったがいる世代へのおもてなしの一環として、 ・ 水ちゃんがいる世代へのおもでなして一環として、 ・ 、 | 「花子と | | | |
| 事 5,673 5,394 | アン」観 | | | ■実施内容 |
| 助 ■民俗資料館入館者数 (平成 26 年度) ■ 民俗資料館入館者数 (平成 26 年度) 18.360 人 ■ 目的 赤ちゃんがいる世代へのおもてなしの一環として、 | 光活用事 | 5,673 | 5,394 | 韮崎市が民俗資料館敷地内にロケセットを移設する経 |
| ■民俗資料館入館者数 (平成 26 年度) 18,360 人 ■目的 赤ちゃんがいる世代へのおもてなしの一環として、 | 業費補助 | | | 費に対し助成を実施 |
| ■目的 ■目的 □ 15,552 15,552 を実施 □ 15,552 を実施 □ 15,552 を実施 □ 15,552 を実施 □ 16,552 15,552 を実施 □ 17 3,000 2,919 □ 18,360 人 □ 19,360 へ □ | か | | | ■民俗資料館入館者数(平成 26 年度) |
| ■目的 | | | | 18,360 人 |
| た かちゃんがいる世代へのおもでなしの一環として ット上の仮想村「やまなし子育で村」において、 県全域に係る資源(食材、自然、教育等)の情報 な 3名の新規就業希望者の雇用により、「やまなして村」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 電実施内容 ■目的 ■目的 ■実施内容 ● 直的 ● 直向 中地域のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力を変し、や活動の支援を実施したが変更したがの実施をとす事業・地域の魅力を外部に伝えるための手段をさせる事業・地域全体のおもてなし力の底上げに繋がませる。 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋がませる。 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋がませる。 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋がまませる。 | | | | ■目約 |
| 世 | 赤ちゃん | | | Y |
| お 15,552 15,552 を実施 ■実施内容(平成 26 年度) ② 名の新規就業希望者の雇用により、「やまなして村」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 ■目的 ■目的 ■目的 ● 目的 ● 実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定したものもまでなし対向上でなるの当とでもの指述のおもでなし推進のためのリーダー村の育成を促す事業 ・地域のおもてなし力の底上げに繋がませる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 【補助金交付実績】8 団体(平成 26 年度) 「 活動の交付実績】8 団体(平成 26 年度) | がいる世 | | | ット上の仮想村「やまなし子育て村」において、山梨 |
| し 15,552 を実施 ■実施内容(平成 26 年度) ス 3名の新規就業希望者の雇用により、「やまなして村」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 ■目的 観光客の満足度の向上のため、おもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定しや活動の支援を実施 「モデル対象事業」・地域のおもてなし推進のためのリーダー材の育成を促す事業 ・地域のおもてなし力の底上げに繋がきせる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が、 | 代へのお | | | (食材、自然、 |
| な | もてなし | 15,552 | 15,552 | を実施 |
| でで付」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 ■目的 ■目的 観光客の満足度の向上のため、おもてなしの推進に繋がる取組をながる取組の助成 ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定した手がの支援を実施 「モデル対象事業」・地域のおもてなし推進のためのリーダー材の育成を促す事業・地域の転力を外部に伝えるための手段をさせる事業・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 「補助金交付実績」8団体(平成 26 年度) | 「やまな | | | ■実施内容(平成 26 年度) |
| 業 で村」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 ■目的 観光客の満足度の向上のため、おもてなしの推進ながる取組をながる取組の助成 ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定しゃ活動の支援を実施 「モデル対象事業」・地域のおもてなし推進のためのリーダー材の育成を促す事業・地域の魅力を外部に伝えるための手段をきせる事業・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 「補助金交付実績」8 団体(平成 26 年度) | レ子育て | | | |
| ■目的 観光客の満足度の向上のため、おもてなしの推述 ながる取組の助成 ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組を おもてなし力向上モデル事業」として認定し や活動の支援を実施 力 1. 地域のおもてなし推進のためのリーダー 材の育成を促す事業 ・地域の魅力を外部に伝えるための手段を させる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が 業 【補助金交付実績】8 団体(平成 26 年度) | 計」事業 | | | て村」のサイトの立ち上げ、情報提供の実施 |
| 観光客の満足度の向上のため、おもてなしの推対ながる取組の助成 ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定しや活動の支援を実施 「モデル対象事業」 ・地域のおもてなし推進のためのリーダー村の育成を促す事業 ・地域の魅力を外部に伝えるための手段をきせる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 【補助金交付実績】8 団体(平成 26 年度) | | | | 目的 |
| ながる取組の助成 ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定した活動の支援を実施 カ | | | | |
| ■実施内容 ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし力向上モデル事業」として認定した活動の支援を実施 【モデル対象事業】 ・地域のおもてなし推進のためのリーダー材の育成を促す事業 ・地域の魅力を外部に伝えるための手段をさせる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 【補助金交付実績】8団体(平成 26 年度) | | | | ながる取組の助成 |
| ① 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組をおもてなし方向上モデル事業」として認定した活動の支援を実施 ガ 3,000 2,919 ・地域のおもてなし推進のためのリーダー材の育成を促す事業・地域の魅力を外部に伝えるための手段をさせる事業・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が業 「補助金交付実績」8 団体(平成 26 年度) | | | | ■実施内容 |
| おもてなし力向上モデル事業」として認定し、 や活動の支援を実施 「モデル対象事業」 ・地域のおもてなし推進のためのリーダー 村の育成を促す事業 ・地域の魅力を外部に伝えるための手段を きせる事業 ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋が 業 【補助金交付実績】8 団体(平成 26 年度) | | | | 山梨県内のおもてなしの推進に繋がる取組を |
| 乗 ゾ カ 3,000 2,919 | 764473 | | | として認定し、 |
| 東 3,000 2,919 | が製造の | | | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (なしば) |))) |)) | 【モデル対象事業】 |
| X (| 町上モブ | 3,000 | 2,919 | ・地域のおもてなし推進のためのリーダー的人 |
| | ン事業費 | | | 材の育成を促す事業 |
| | 闸助金 | | | ・地域の魅力を外部に伝えるための手段を充実 |
| | | | | させる事業 |
| | | | | ・地域全体のおもてなし力の底上げに繋がる事 |
| | | | | 珠 |
| | | | | K |
| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | | | | 【補助命交付妻績】8 団体(平成 26 年度) |

| | 衆 | | | |
|---|---------------------------------------|------|------|--------------|
| ł | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (千円) | (千円) | ₩ £ |
| | 肯 風 | 執行額 | 予算額 | 本 坐 夕 |

(3) 個人情報が記載された行政文書の施錠保管と自己点検の実施について

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めている。しかしながら、観光企画・ブランド推進課が所管する旅行業者・旅行業者代理業登録事務において、個人情報が記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所であるロッカーに施錠等の対策が実施されていなかった。

個人情報が記載された行政文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

意 見 (Ⅲ-9 (3) ②)

業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な 改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めている。「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」(平成27年3月)によると、「適切な管理のために必要な措置」のうち、物理的保護措置の例として、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の装備などが挙げられている。

しかしながら、観光企画・ブランド推進課が所管する旅行業者・旅行業者代理業登録 事務において、個人情報が記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、物理 的保護措置としての施錠等の対策が実施されていなかった。

個人情報が記載された行政文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

また、このように業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。

なお、観光企画・ブランド推進課の旅行業者・旅行業者代理業登録事務の詳細は、次の通りである。

旅行業者・旅行業者代理業登録事務

| *、資格、取得の理由*・青者(個人)†日、住所、電話番号、な得の理由 | 氏名、生年月日、住所、本籍 | 保有個人情報の ①旅行業登録申請者 (個人) 記録項目 整理番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、本籍 資産状況、納税状況、取得の理由 ②旅行業務取扱主任者 | 保有個人情報の ①旅行業登録申請者(個人)、②旅行業務取扱主任者、③旅行業代対象者の範囲 理業登録申請者(個人) | 中級シロロ | マスセロチ中に いて本条に加田の本番に上げら回 |
|---|---------------|--|--|-----------------------|-------------------------|
| 大 籍 | | 禁 | 扱主任者、③旅行業 | 9100円であり、登録 対策を許可し、登録 | ストレがはルナスケ |

10. 観光部観光振興課

(1) 業務の概要

観光振興課は、誘客促進担当及び広域振興担当からなっている。 誘客促進担当は、公益社団法人やまなし観光推進機構の支援、観光地の再生、新ツー リズムの推進、観光ボランティアガイドの育成、観光パンフレットの作成を主な業務と し、特別観光キャンペーンの実施や教育旅行誘致の促進等が含まれる。

広域振興担当は、広域観光の振興、観光圏整備の促進、富士の国やまなし観光ネットの管理運営、信玄公祭りの開催の支援を主な業務としている。

(2) 観光振興課の主な事業

観光振興課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-10(2)① 観光振興課の主な事業

| 10代目 1つ | (1) | サラフロがくと | 更られる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
|---------|------------------|---------|--|
| 世 继 友 | 予算額 | 執行額 | 有用 |
| # 分 | (千円) | (千円) | 冕 火 |
| | | | ■目的 |
| | | | 山梨県の観光・物産振興のため、(公社)やまなし観 |
| | | | 光推進機構への助成の実施 |
| | | | ■実施内容 |
| | | | 民間の自由な発想を生かしつつ、国内外の観光客を効 |
| | | | 果的・効率的に誘致するため、(公社)やまなし観光 |
| - | | | 推進機構が行う観光振興の取り組みを助成 |
| やまなし | | | ■(公社)やまなし観光推進機構の主な事業 |
| 観光推進 | 7 7 7 7 | 7,040 | () 内は県助成割合※例外あり |
| 機構事業 | 19,091 | 14,042 | ・観光・物産キャンペーン事業 (1/2) |
| 費補助金 | | | · 広告掲載事業 (1/2) |
| | | | ・観光パンフレット等作成事業(10/10, 1/2) |
| | | | · 県産品販路開拓事業 (定額) |
| | | | ・観光戦略推進事業(10/10) |
| | | | 【(公社)やまなし観光推進機構】 |
| | | | 国内外からの観光客等の増加と山梨県の優れた産品 |
| | | | の浸透等を図ることにより、地域産業等の発展に寄与 |
| | | | することを目的に平成21年4月に設立された団体。 |
| | | | |

| 事業名 | 予算額 (千円) | 執行額 (千円) | 類用 |
|---|------------------|--|--------------------------|
| | | |) D |
| | | | 山梨県観光の更なるイメージアップのため、官民一体 |
| | | | となった観光キャンペーンの実施 |
| | | | ■実施内容 |
| | | | JR、高速道路会社等と連携した官民一体となった特 |
| | | | 別観光キャンペーンを実施するための事業経費の一 |
| | | | 部の負担 |
| 特別観光 | | | ■補助先: (公社) やまなし観光推進機構 |
| キャン~ |) 1)) |) ;) | 1/2 |
| 一ン事業 | 21,000 | 21,000 | ■補助対象事業 |
| 費補助金 | | | ①観光・物産キャンペーン事業費 |
| | | | ・JR、高速道路会社等と連携したキャンペーン |
| | | | ・5 連ポスター作成、掲出 |
| | | | ②観光パンフレット等作成事業費 |
| | | | ・イベントガイドブック作成 |
| | | | ③広告掲載事業費 |
| | | | ・雑誌等への広告掲載等 |
| | | | ■目的 |
| | | | 観光客の拡大のため、信玄公祭りの開催に伴う助成の |
| | | i . | 実施 |
| | | | ■実施内容(金額は、平成 26 年度の助成金額) |
| 14 / Mr | | | ①信玄公祭り前夜祭及び甲州軍団出陣事業への助 |
| 11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年 | 30,182 | 30,182 | 成: 26,947 千円 |
| り用惟貨 | | | ②地方行事への助成 |
| | | | ・甲府市信玄公祭り事業:2,000 千円 |
| | | | (武田 24 将騎馬行列、武田城下まつり) |
| | | | ③信玄公祭りの宣伝・広報事業:1,235 千円 |
| 富士の国 | | The state of the s | ■目的 |
| やまなし | | | 富士山やリニア見学センターなどの観光資源を活用 |
| まなびツ | 10,333 | 10,187 | した、教育旅行の誘致の推進 |
| ーリズム | | | ■実施内容 |
| | | | ① 「富士の国やまなしまなびツーリズムガイド」の |

| ・ メールマガジン発行数: 51 号、年間発行部数: 812,952 冊 | | | |
|---|------------|---------|-----------|
| | | | |
| 14.178.432 ページビュー (月平均 1.181.536 ペー | | | |
| ・ 富士の国やまなし観光ネット総アクセス数: | | | 信事業 |
| ■実績(平成 26 年度) | | | で情報発 |
| ・利用者獲得促進事業 | 11,192 | 11,237 | 第5元イン 番曲が |
| ・機器リース料 | 11 100 | 11 997 | 盤米少の |
| ・システム保守維持経費 | | | 8 H 3 I |
| ■実施内容 (運用経費) | | | 音十の国 |
| 加 | | | |
| ンテンツの充実による、利用者数の増加と観光客の増 | | | |
| 「富士の国やまなし観光ネット」の利便性の強化とコ | | | |
| ■目的 | | | |
| ・教育旅行実態調査:県内施設 48 箇所で実施 | | | |
| 北陸地方旅行会社:2 県 15 社 | | | |
| 九州地方旅行会社:6 県 33 社 | | | |
| 首都圈教育委員会訪問:10市 | | | |
| 首都圈旅行会社:2社 | | | |
| 山梨県内体験施設·宿泊施設:12 施設 | | | |
| ・教育旅行誘致活動 | | | |
| ・教育旅行相談回数:年間19件 | | | |
| ・教育旅行ガイドブックの作成 | | | |
| ・教育旅行サイトの開設 | | | |
| ■主な実施状況(平成 26 年度) | | | |
| ■委託先:(公社)やまなし観光推進機構 | | | |
| ・PR活動の展開 | | | |
| ・事前学習講座の開設 | | | |
| ・相談窓口の開設 | | | |
| ③ 「富士の国やまなしまなびツーリズム」誘致活動 | | | |
| びツーリズムネット」の開設 | | | |
| ② 教育旅行誘致専用サイト「富士の国やまなしまな | | | |
| 作成 | | | |
| 養関 | (千円) | 7年額(千円) | 事業名 |
| | 本公本 | 路易左 | |

| | | | | | 曹 排 | 西米沼油 | 一个回话 | スペギュ | シレエン | # 11 11 | | | | | | | # # £ | 車業を |
|---|------------------|----------------------|---------------------|--------------|------------------|--------------------------|--------------|----------------|-----------------|-------------------|---------------------|-------------|--------------------------|----|----------------|--------------------------|-------------|------------|
| | | | | | | | 4,629 | | | | | | | | | | (千円) | 予算額 |
| | | | | | | | 4,628 | - | | | | | | | | | (千円) | 執行額 |
|) | ・チラシの作成:10.000 部 | ・携帯端末を使用したスタンプラリーの実施 | ③ 観光ガイドを活用した周遊観光の促進 | ・雑誌掲載:6回 | します」の作成:15,000 部 | ・パンフレット「富士の国やまなしを私たちがご案内 | ② 観光ガイドの情報発信 | ・観光ガイド情報交換会:3回 | ① 観光ガイドのネットワーク化 | ■主な実施状況(平成 26 年度) | ■委託先:(公社)やまなし観光推進機構 | 用した仕組み作りの促進 | 山梨県内各地域への周遊促進のため、観光ガイドを活 | 目的 | 4 回(抽選)500 名対象 | ・ 利用者獲得促進事業、季節のプレゼント実施:年 | 多以 | 哲 聞 |

11. 観光部国際交流課

(1) 業務の概要

国際交流課は、国際交流担当及び国際観光振興担当からなっている。

国際交流担当は、姉妹友好地域との交流、姉妹友好地域との職員相互の派遣、海外技術研修員の受入、青年海外協力隊への協力等を主な業務としている。

国際観光振興担当は、海外への誘客宣伝、誘客促進、訪日教育旅行の促進、外国人観光客の受入体制の整備を主な業務とし、韓国・タイ・インドネシアへのトップセールス、中国での観光セールスの強化、日本国内での広域連携による取組等が含まれる。

(2) 国際交流課の主な事業

国際交流課で実施している主な事業は以下の通りである。

| 図表田-11 | (2) (D | 国際交流 | 国際交流課の主な事業 |
|--------|--------|--------|---------------------------|
| 9 | 予算額 | 執行額 | - THE THAT |
| 争耒石 | (千円) | (千円) | 说 |
| | | | ■目的 |
| | | | 外国人観光客の受入体制の整備 |
| インベウ | | | ■実施内容 |
| くべ・ | -25 | | 宿泊施設の経営者、従業員を対象にした実践的な講座 |
| ホスピタ | 868 | 853 | の開催。ハラール研修が主となる。 |
| リティ向 | | | ■主な実施状況(平成 26 年度) |
| 上事業 | | | ・ムスリム基礎講座:1回 |
| | | | ・ムスリム実践講座:1 回 |
| | | | |
| | | | ■目的 |
| | | | 海外からの観光客誘致の促進 |
| タイ・イン | | | ■実施内容 |
| ドネシア | | | タイ・インドネシアの行政関係者、旅行会社、メディ |
| トップセ | 20,398 | 16,228 | ア等へのトップセールス等の実施 |
| ールス事 | | | ■主な実施状況(平成 26 年度) |
| 継 | | | \[\tag{\Phi} \] |
| | | | 意見交換:8回 |
| | | | · 現地視察、訪問: 3 回 |

| 事業名 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ・知事によるセールスコール:1回 | | | |
|---|-------------------------|-------|-------|-----------------------------|
| ・ | 派遣人数:6名 | | | |
| ・ | 日韓交流おまつりへの山梨県PRブー | | | F H K |
| (千円) (千円) (元円) (元円) (元円) (元円) (元円) (元円) (元円) (元 | | 0 | , | 后 活 直 強 世 禁 |
| ・ 一 子算額 執行額 | | 8 629 | 8 793 | 本 本 型 次 器 要 書 数 器 要 書 数 器 要 |
| 乗名 「千円」 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ■実施内容 | | | 龍田人細 |
| 乗名 「年四」 (年四) (年四) ・ 商談会: 2 回 ・ | 韓国からの観光客誘致の促進 | | | |
| 東名 「千円」 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ■目的 | - | | |
| 乗名 「千円」 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ・ベトナム旅行会社:2社2名 | | | |
| 乗名 「千円」 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ・インでペンン派行派右:2台2名 | | | |
| 乗名 「千円」 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | 1947 - 1947 - 241 - 241 | | | |
| 乗名 ・ 子算額 執行額 | 转拉潜水· | | | |
| 乗名 千算額 執行額 (千円) (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ・現地進出県内企業訪問:1回 ・現地織物関連施設視察:1回 ・現地未学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地表常による外客誘致活動及び受入体制整備 重土な実施状況(平成 26 年度) 海外誘客促進事業(担当:山梨県) ①現地訪問(セールスコール) 訪問先: ・インドネシアに所在する旅行会社:5社 ・ベトナムに所在する旅行会社:7社 | ②旅行会社招請 | | | |
| 乗名 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) | ・ベトナムに所在する旅行会社:7社 | | | |
| 楽名予算額概要(千円)(千円)・商談会:2回・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回・アルーツフェア開催:1回・通地流学シア・意見交換:5回・現地織物関連施設視察:1回・現地織物関連施設視察:1回・現地大学訪問:1回・現地、長野県、岐阜県の3県の「中央内陸県」リアとする広域観光事業の推進■目的広域連携による外客誘致活動及び受入体制整備:・直目的広域連携による外客誘致活動及び受入体制整備:・海外誘客促進事業(担当:山梨県)・ 通り現地訪問(セールスコール)・ 動間先: | ・インドネシアに所在する旅行会社:5社 | | | į |
| 平算額 執行額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) ・ 商談会: 2回 ・ タイ農業・協同組合省表敬訪問: 1回・ タイ農業・協同組合省表敬訪問: 1回・ アルーツフェア開催: 1回・ 現地織物関連施設視察: 1回・ 現地織物関連施設視察: 1回・ 現地大学訪問: 1回・ 現地大学訪問: 1回・ 現地大学訪問: 1回・ 現地大学訪問: 1回・ 現地大学訪問: 1回・ 現地大学訪問: 1回 ・ 現地表別の経緯 ・ 1回 ・ 現地大学訪問: 1回 ・ 現地 ・ 現地 ・ 日本大学 ・ 日本 | | , | ,,000 | 古子 |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・現地織物関連施設視察:1回 ・現地大学訪問:1回 | | 1 000 | 1 000 | 県連合台 |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・現地進出県内企業訪問:1回 ・現地織物関連施設視察:1回 ・現地大学訪問:1回 | | | | 中央内陸 |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ・夏北海物関連施設視察:1回 ・現地進出県内企業訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 | | | | |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・PRキャンペーン:1回 ・PRキャンペーン:1回 ・列ルーツフェア開催:1回 ・意見交換:5回 ・現地織物関連施設視察:1回 ・現地微物関連施設視察:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 | 広城連携による外客誘致活動及び受入体制整備等 | | | |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・PRキャンペーン:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ②インドネシア ・意見交換:5回 ・現地織物関連施設視察:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 | ■目的 | | | |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・PRキャンペーン:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・意見交換:5回 ・意見交換:5回 ・現地進出県内企業訪問:1回 ・現地大学訪問:1回 ・現地大学 (日本) ・日本会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | リアとする広域観光事業の推進 | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) (千円) ・ | 長野県、岐阜県の3県の「中央内陸県」 | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・②インドネシア ・意見交換:5回 ・現地進出県内企業訪問:1回 ・現地機物関連施設視察:1回 ・現地大学訪問:1回 | | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・②インドネシア ・意見交換:5回 ・現地維物関連施設視察:1回 ・現地維物関連施設視察:1回 | • 妈妈人学奶问:1 凹 | | | |
| 予算額 物(類 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: ・PRキャンペーン:1回 ・アルーツフェア開催:1回 ②インドネシア ・意見交換:5回 ・現地進出県内企業訪問:1回 | | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: ・PRキャンペーン:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ・プルーツフェア開催:1回 ②インドネシア ・意見交換:5回 ・電に光川県社会業計画・1 | | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: ・PRキャンペーン:1回 ・フルーツフェア開催:1回 ②インドネシア | | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: ・PRキャンペーン:1回 ・フルーツフェア開催:1回 | ② インドネシア | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: ・PRキャンペーン:1回 | ・フルーツフェア開催:1回 | | | |
| 予算額 執行額 概要 (千円) (千円) ・商談会:2回 ・タイ農業・協同組合省表敬訪問: | ・PRキャンペーン:1回 | | | |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) · 尚談会:2回 | ・タイ農業・協同組合省表敬訪問:1回 | | - | |
| 予算額 執行額 (千円) (千円) | | | | |
| 予算額 執行額 | | (千円) | (千円) | 事業名 |
| | | 執行額 | 予算額 | + * * * |